

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの運営ビジョンとして、当法人は地域ケアプラザのあるべき姿、そして求められている役割というものに改めて立ち返ります。根本の目的である「地域で誰もが健康で安心して生活できること」を真に実現していけるように努めてまいります。地域の福祉保健活動、及び福祉保健サービスの提供の場として効果的に機能するべく、ネットワークの構築の支援・住民主体の地域づくりに対して、さまざまな創意工夫をもって取り組んでまいります。地域それぞれが自ら課題解決に向かって行動を起こし、「福祉と保健」＝「幸福感」をもって生活していけるように「地域の身近な福祉・保健活動の拠点」として邁進してまいります。

時代は超高齢化・少子化に拍車がかかっていることに加えて、独居で身寄りの無い世帯の増加、地域活動の担い手の減少など、地域にはさまざまな課題があります。また、地域ならではの魅力の向上の余地も同様にさまざまあると考えます。その中で、横浜市における地域の福祉保健活動の拠点として、地域ケアプラザの役割は、今後もますます多様化・複雑化していくことが考えられます。

地域ケアプラザの指定管理者として、指定管理部門（地域包括支援センター・地域活動交流・生活支援体制整備事業）・介護保険部門（居宅介護支援・通所介護）、共に一丸となってあらゆる課題を乗り越え、また、地域の魅力を引き出していく為に長期的で時代にマッチした地域ケアプラザの職員としての運営コンセプトを設置し運営してまいります。そのコンセプトを軸として、年度ごとの事業計画を各部門に位置づけ、専門職であるスタッフ個々の目標、及びチームとしての目標を設定してまいります。各部門がその目標達成に向けてそれぞれが重層的に連携しながら、その責務を果たすべく業務に取り組んでまいります。

第5期横浜市地域福祉保健計画、及び港北区版地域福祉保健計画（ひっとプラン港北）・地区別計画の目標を理解し、その達成に向けて地域ケアプラザではこれまで以上に社会全体、また地域の変化やさまざまな対象者の生活や活動に身近な存在であるべく寄り添ってまいります。社会のニーズ・地域のニーズ・個別のニーズなどを専門職としての視点や知識を持って的確に捉え、事業などの企画・運営といったアクションを中心にニーズの実現・改善に向けた具体的な取り組みに繋げてまいります。

高齢者・子ども・障害児者と各分野に限定されない、さまざまな対象者や地域関係者から日々寄せられる相談や地域におけるあらゆる会議での議論の積み重ねから、個別及び地域の現状を捉え、そこに潜む課題を専門職の視点で発見していけるように努めてまいります。これまでわかってきた

具体的な課題の内容として、「防災（大規模災害対策）」「経済困窮」「老々または認知介護」「認知症」「児童・高齢者虐待」「社会的孤立」「8050 問題から 9060 問題」などの多岐にわたるものがあります。その一つ一つと積極的に向き合い、柔軟な対応と適切な判断による支援を提供することが求められていると考えています。抽出された課題に対して、地域による支え合いと専門職によるサービスの両輪で課題解決に向けた提案ができるよう、地域ケアプラザとして努めてまいります。フォーマル・インフォーマルのいずれかに依存するのではなく、地域全体で課題を共有して取り組んでいけるかたちこそが、地域包括ケアシステムの構築が叫ばれた 2025 年以降も地域包括ケアの体制を推進していく為に必要な姿だと考えています。

前述した地域ケアプラザに勤務する職員のコンセプトとして、専門職は時代の変化に対応すべく技術を「進化」させ、根気よく「継続」的な事業及び支援を展開し、新たな「創造」的な取り組みに繋げていくことにあると考えています。

「地域との連携と協働」という地域ケアプラザの基本方針の上、その関わりの中に「感謝と信頼」の気持ちをもって地域と共に歩むことを目指してまいります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

港北区の中でも日吉本町地域ケアプラザ担当圏域の人口は、2025 年 9 月時点で 53,532 人となっています。これは、同年 3 月の数字と比べると半年間でおおよそ 60 名ほどの増加となっており、港北区全体として人口が増加している傾向に沿っている結果と言えます。この要因として、日吉地区には大手私有鉄道が運営する駅をベースに市営地下鉄をはじめとする新しい鉄道機関も乗り入れて交通網が発達していること、近年の大規模な集合住宅の建設ラッシュに伴う若者世代の転入が考えられます。他にも新設された高齢者用住宅への入居や日吉地域に暮らしている子ども世帯へ地方で暮らす親を呼び寄せることなどが考えられます。

日吉本町地域ケアプラザ圏域には 4 つの公立小学校があり、主にその 4 校の卒業生からなる最寄りの公立中学校は、生徒数が市内で 1・2 を争う人数となっております。また、昔から有名私立大学のキャンパスやその付属高校などもあり、教育の面で社会資源が整っている地域です。インフラの整備面だけではなく、駅から少し足を延ばせばまだまだ自然も多く残っており、子育て世代には長期的に暮らしていく環境の候補として検討される町であると言えます。その一方で、長年に渡って地域の活性化に熱心に取り組んでこられた団体や個人の方も多数存在しています。日吉の地域づくり、また魅力のある町であることを広く伝える為にさまざまな活動に励んでこられたという歴史があり、強い愛着を持って生活されている方が多い町でもあります。

地域ケアプラザは、町に混在する新旧世代がさまざまな場面で交流することにより、さらなる町の発展・魅力の増大に繋がっていくプロセスの中で「子どもから高齢者まで安心して暮らせる日吉」を実現する福祉保健活動の拠点として、その一翼を担ってまいります。地域のあらゆる人・世代が抱える課題を把握し課題解決と魅力の増大に繋げていく方法として、具体的には、自治会町内会・

地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会などをはじめとする各委嘱団体・学校関係者・子育てネットワーク・障害児者ネットワークなど、地域に根付いた多岐に渡る関係団体と情報を共有する場（各団体が開催する定例会・ケア委員会など）に積極的に参加して、情報・データの収集を行ってまいります。そこで提供された情報・データを行政や区社会福祉協議会とも共有し、地域の課題解決のみならず、将来に向けた発展へと繋がるよう協議・分析してまいります。

また、時にはケアプラザが主催して地域の意見を集約することや課題解決に向けた取り組みへの協力と呼び掛ける機会として個別レベル及び包括レベル地域ケア会議や地域ケアプラザ運営協議会などを開催し、地域に開けた共に歩む拠点であるように努めてまいります。これにより「地域と顔の見える関係性」を構築し、積極的な地域ネットワークづくりを推進してまいります。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

(2) で記した関係団体と連携し、有益なネットワークの構築、また地域福祉の向上に努めていく為に行政（区役所）・港北区社会福祉協議会との連携と協働は欠かせません。毎月開催される「定例会アカンファレンス」では、三者が持っている情報を共有するだけでなく、それぞれが行う事業を相互理解し協力する体制を構築する場として、運営を継続していきます。

他の地域ケアプラザとの連携においては、同じ日吉地区にある下田地域ケアプラザとの相互理解と協力体制は、地域ニーズだけでなく個別ニーズに対しても共に取り組んでいくことが重要であると考えます。日吉本町地域ケアプラザが開所した2007年から両ケアプラザが肩を並べ、「ひとつプラン」における活動をはじめ、さまざまな場面で地域と真摯に向き合ってきた経過があります。これまで積み上げてきた地域との良質な関係性を大切にしながら、さらなる未来への新たな地域づくりを互いに模索し、日吉地区で運営する地域ケアプラザとして切磋琢磨できる関係でありたいと考えています。具体的には高齢・子育て・障害等に関する自主事業を共催事業として企画から運営まで共に取り組んでまいります。特に包括レベル地域ケア会議においては、一地区社協である日吉地区の特徴に合わせて、会員や役員との連携を図りつつ開催してまいります。

その他の地域ケアプラザとの連携としては、高田地域ケアプラザは地下鉄グリーンラインの隣駅ということもあり、利用者層の視点から考えても双方の地域ケアプラザの事業に参加しやすい環境がありますので、下田地域ケアプラザと同様に事業の共催などに取り組んでまいります。また、樽町地域ケアプラザについても、立地的な特徴として樽町地域ケアプラザの担当地区が道一本を挟んで隣接しております。その一部地域の住民の立場にしてみれば、当地域ケアプラザの方が近隣であることから、電話によるお問い合わせやご相談に来所される住民の方も少なくありません。引き続き、両地域ケアプラザ間で情報共有を密に行い、支援が繋がるように努めてまいります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

当法人は1982年の創立以来、港北区を中心に高齢者支援を軸とした事業を展開してまいりました。「利用者の笑顔と家族の安心」を基本理念とし、常に時代を見据えた新しい発想を持ち、地域に深く浸透する福祉事業に取り組むという方針を貫き、港北区内初の従来型特別養護老人ホームや単独型ショートステイセンター、市のモデル事業として開設した認知症対応型グループホームの運営を行ってまいりました。法人本部の所在地である地区、及び後述の二つの地域ケアプラザを運営している両地区においても、地域関係団体役員などには当法人の名称が浸透しており、管理運営者として信頼をいただいております。

高齢になっても住み慣れた地域、住み心地の良い場所で、その人らしい生活が送れるよう、在宅福祉・施設福祉の両面から各種サービスを充実させております。特に近年の地域福祉の重要性を認識し、二つの地域ケアプラザ（2000年・2007年にそれぞれ開設）を中心に、介護予防事業や地域ネットワークの構築、子育て支援、障害児・者支援、ボランティア育成など、地域の関係者とともにさまざまな分野との協働にも力を注いでおります。

2007年にはさらに全室個室ユニット型特別養護老人ホームを設立し、高齢化とともに増え続けるさまざまな要望に対応すべく事業を拡大いたしました。その他、横浜市から「高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業」の委託を受けて、日吉地区にある二つの住宅を担当し、住民の見守り・安否確認を実施しております。

2024年度からは、港北区内にて「子ども食堂」「地域食堂」の活動をしている団体に対して活動支援として助成を行い、また実際に活動している日程に合わせ、活動補助として職員を派遣することも行っております。高齢者支援事業を中心に実施してきた当法人にとっては新しい取り組みとなりますが、地域における「食」に対する課題解決への支援として、今後も継続的に実施してまいります。

法人各施設では積極的にボランティアの受け入れを行い、地域住民の皆様にご協力いただくとともに、当法人への理解を深めていただけるよう努めております。今後も地域に根差した施設運営をさらに深めていくことができるよう心掛けてまいります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人では現在6施設の運営を行っております。各施設とも安定稼働している為、利用者への対応やサービス向上に集中できる状況にあります。実際の運用に関しては、理事長を中心として健全な運営を心がけ、適正な会計処理を行う為、会計事務所と委託契約を締結し、実務にあたっております。

また法人税などの納税に関しても法人本部の経理担当が迅速かつ正確な事務手続きを行っております。収入面に関しては、法人内各事業所（介護保険サービス事業所）はいずれも安定稼働しており、現時点では問題なく次期指定管理期間においても充分に対応していくことができる基盤が整っていると自負しております。

支出面に関しては、施設レベルで光熱費等の経費削減（節水システム、LED照明への転換）や設備・備品の長期使用及び定期的なメンテナンスなどによってコストの削減に取り組むほか、法人全

体、複数事業者での委託業者契約や物品の共同購入などにおいて、多施設運営のスケールメリットを活用しながら低コスト化を図っております。今後も業務内容によっては、ICTの活用を推進し、煩雑になりがちな業務を可能な限りスリム化し、効率よく進められるよう環境を改善してまいります。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

指定管理部門事業、介護保険事業ともに運営基準に準じた配置を継続し、安定した業務が遂行できる環境を図ってまいります。

所長には、地域ケアプラザ所長の経験がある職員を充てる予定です。当該職員の経歴として、1999年に当法人に入職。介護職員・施設生活相談員及びケアマネジャー・独立型居宅介護支援事業所管理者等を経て2018年から地域ケアプラザの居宅介護支援部門の管理者として勤務しています。2021年からは副所長を兼任し、2024年からは所長に就任していますが、居宅介護支援部門の管理者として、地域の介護保険事業所、及び、港北区内の各専門機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会・港北区在宅医療相談室・港北区在宅歯科相談室・区役所・地域包括支援センター・介護事業者等連絡会・訪問看護ステーション連絡会など）とも連携が十分に図れています。また、地域ケアプラザ圏域の状況や各種制度への理解が深く、各種地域関係団体（地区社会協議会・小学校地域防災拠点運営委員会など）及び役員とも良好な関係性を築くことができております。

指定管理部門における専門職に関しては、日常業務を遂行し各自主事業を展開している中で、地域におけるニーズの把握ができております。地域包括支援センターの配置として、エリアの高齢者人口に対して現状では5名の人員配置が求められておりますが、看護師等2名・社会福祉士2名・主任ケアマネジャー1名の常勤5名体制を確保してまいります。各事業における連携体制はもちろんのこと、適切なシフト構成に基づき、地域ケアプラザの業務休止期間（毎年1/1～1/3、及び12/29～12/31の計6日間）以外は地域包括支援センター専門職が勤務し、地域住民が相談できる体制を整えております。地域交流部門においては、地域の状況・強み・弱みを把握する能力に長け、課題解決に向けてのネットワークをもった常勤職員を1名配置してまいります。また、生活支援体制整備事業においても、コーディネーターとしての経験が長く地域に対する分析力を持ち、重層的な生活支援の視点を持っている常勤職員を1名配置してまいります。部門内いずれのセクションにおいても、地域との信頼関係を築くことができておりますので、良好な関係性を維持し、さらなる発展に繋がれるように努めてまいります。

介護保険部門においても同様です。制度などについては利用者にとってわかりやすい説明ができるスキルを持ち、利用者個々が対峙している悩みや話づらいことでも気軽に相談ができる体制が構築されています。居宅介護支援・通所介護とも常勤で配置する職員は、地域との間で顔が見える関係性を築くことができています。既存の職員を中心に所定の配置を確実に行うとともに、多様化するサービスの実情に見合った基準以上の配置を行うことで、サービスの質の向上に繋げてまいります。

また各部門においては、その専門職として十分な経験値と実績を持ち、地域や各機関との関係性が強い職員を各部門のリーダーに配置します。所長と各部門リーダーの情報共有・意見交換により、地域ケアプラザの各部門が効果的に連動し、また地域における状況の変化などにも柔軟に対応できる体制を整えてまいります。

また万が一、欠員が生じる際には、法人内の有資格者による早急の補充に努めてまいります。また、法人内には勤務をしながら資格取得を目指す職員が多いことに着目し、人材の育成にも注力してまいります。引き継ぎ業務を在職職員及び後任職員に確実に引き継ぎ、日常業務や継続的な事業に支障が及ばないよう配慮してまいります。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材は地域ケアプラザを運営していく上で地域と協働していく為に必須である「力」となります。福祉の仕事に初めて就く職員から経験豊富で専門職としてのスキルを持っている職員まで、それぞれのキャリアに段階的に応じた研修体制（新任研修・基礎スキル研修・内部指導型研修・外部研修による専門研修受講など）のもと、その「力」を十分に発揮していけるような育成を心掛けてまいります。

具体的には、資格の取得に向けたサポート、所持資格のさらなる質の向上をサポートします。また、研修費用だけでなく資格更新に係る費用なども法人側で負担することや職員が自主的に参加したい研修への支援・参加推奨を行い、さらなる学習意欲の向上を図り職員個々の、また施設全体のスキルアップに取り組みます。コロナ禍を経て多様化した研修（オンラインや動画サイトによるものなど）についても、職員各々が手軽に受講できる体制を整備しており、その体制を維持してまいります。

時代背景において離職などにより人材不足が慢性的になっている介護職に関しては、経験や資格を有していなくとも、介護に興味があり意欲的な人材であれば積極的に採用し、現場で一から知識と技術を身に着けながら、自信と資格を同時に体得していくことができるよう、人材を育成してまいります。当法人の実績として、実際に無資格で採用した職員が、職場内での指導・研修受講などで十分な経験を積み、国家資格取得を達成した例や非常勤からスタートした職員が資格取得に伴い常勤雇用へ転換した例もあります。現在行っている取り組みの中では、内部研修の運営方法として各部門から研修委員を選出し、研修委員会を設置しています。年間を通して研修計画の作成や研修資料の作成を行い、内部研修の充実と研修機会の効率化を図ってまいります。

法人全体としての取り組みでは、どの事業所でも受講することができる介護職員向けの研修動画サイトでの受講体制を整備し、受講状況の確認を行いながら不足部分への底上げ等に注力していきます。ケアマネジャー（介護支援専門員）においても制度の変遷に応じた内部・外部での研修を積極的に実施・参加してまいります。

また、地域の保健福祉活動を行う団体と密接に関わるコーディネーター職員（サブコーディネーター含む）の専門性及び質の向上は欠かすことはできません。市域・区域で

開催される研修（子育て・障害・ボランティア育成など）に積極的に参加してスキルアップして

いけるよう努めてまいります。

また経験豊富な専門職は自身のスキルアップだけでなく、組織全体のスキルアップを考えられる職員となるべく「専門職の育成」を目的としたリーダーシップ研修、指導者研修などの外部研修に積極的に参加し、新たなスキルを身につけ後進の育成に尽力してまいります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

施設関係法令及びケアプラザ基本協定に基づき、施設・設備の保守・管理を実施してまいります。以下に示しますとおり外部業者との連携の他にも、勤務する職員達自らも維持保全意識を持ち、安全な設備を維持してまいります。

現状の課題として2007年の地域ケアプラザ開設から18年が経過し、経年による劣化や設備の不具合などが発生する時期と考えられます。その為、ケアプラザ内各所の補修・小破修繕の必要性が増してくると考えられますが、現在の物価高・人件費の高騰などにより、各委託業者などからは委託料値上げの依頼が寄せられています。そのような状況下ではありますが、利用者が安心して安全に利用できる環境を維持することを第一として、各業者と協議を図りながら定期的なメンテナンスを継続し、施設の設備保守・安全管理を徹底してまいります。

専門業者によるメンテナンスに加えて職員で構成された事故防止対策委員会において、施設内の安全点検パトロールを定期的に行ってまいります。職員が委員会の役割として責任をもって実施することにより、設備に対する安全確保への意識強化に繋げてまいります。また同委員会では各部門から挙がってきたヒヤリハット事例の検証、各種作業マニュアルなどの作成と見直しを随時行い、職員全体に施設管理意識を周知する役目を担ってまいります。

利用者にとって快適な環境の維持のため、職員により毎日行う10分間清掃（地域ケアプラザの所内及び事業所周囲含む）などの小さな取り組みの積み重ねのほか、委託業者による日常清掃と定期清掃、設備の保守（冷暖房、給湯、自動ドア、消防設備など）を協定に基づき適切に遂行してまいります。通信面では多目的ホールをはじめとする貸館全室において、Wi-Fi利用可能な環境を整備してまいります。その他、建築基準法12条に基づく建築物・建築設備定期点検を確実に実施してまいります。施設の状態把握に努め、経年劣化に伴う早期修繕の必要性を判断し、修繕が必要な状況においては、速やかに修理・部品の交換などの保全措置を行うほか、大規模なものに関しては区と協議をした上で修繕を行ってまいります。

また貸館利用者に対しては、団体登録時に施設利用に関する注意事項を文書と口頭にて説明するほか、年に1回開催される利用者説明会において、施設を安全に快適に利用していただく為の注意喚起を行ってまいります。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

事故防止体制に関しては前項で記した通り、事故防止対策委員会を中心に職員全体に対してリスクマネジメントの意識を持って業務に従事するよう、さまざまな取り組みを行ってまいります。具体的には日ごろから職員一人一人が作成するヒヤリハットの事例に関する検討や事故防止対策マニュアルの作成・更新などを行います。また、別組織である研修委員会においてもリスクマネジメント、個人情報漏えい防止に関する研修会などを企画し、職員の事故防止に対する意識の向上を図ってまいります。

また事故が発生した際の迅速な対応が取れるよう、さまざまな場面を想定した事故発生後の対応マニュアルを作成しておりますが、既存の物のみに甘んじることが無いよう努めてまいります。時間の経過とともにマニュアル上の対応が実情にそぐわない状況も発生する可能性がありますので、対応が最適かどうかの確認作業を丁寧に行い、積極的に更新作業に取り組んでまいります。前例のない新たな事故が起きた際には、その事故の原因などについて委員会を中心として全職員で分析し、新しく対応マニュアルの項目に追加してまいります。多様な事件事故が起こりうる地域ケアプラザにおいては、適切な現場把握及び対処・行政をはじめとした関係機関への速やかな報告・事象が終息した後の原因究明・再発予防の検討と、一連の対応をスムーズに遂行できる体制を整えてまいります。

防犯に関しては、まずは日常的な挨拶が重要であるとの考えから、施設に来館される方には、職員から積極的に声をかけるようにしています。地域ケアプラザ前の道路は、小・中学生の通学路にもなっていることから、学校からの「子ども110番の家」登録要請を受諾し、子どもたちの通学中の安全にも地域の施設として引き続き協力してまいります。

地域ケアプラザ内にて発生する利用者の急変については、デイサービス利用者・貸館利用者、いずれの場合も迅速な対応を心掛けてまいります。

デイサービス利用者に急変が起こった場合は、利用者への対応は医療職である看護師が中心となって行い、介護職員がそのサポートを行ってまいります。それと並行して生活相談員は、家族や後見人などの身元引受人に対しての迅速な連絡と正確な状況説明ができるように努めてまいります。事務所の職員とも連携して必要性を判断した場合は、救急要請も迅速に対応してまいります。

貸館利用者にて急変が起こった場合には、利用中の団体代表者、及びそれに準ずる者と連携して、利用者家族への連絡を迅速に行えるよう確認・補助してまいります。また、貸館の場合には医療職が必ずいるとは限らないことから、事務所に在席している職員が協力しながら、救急要請など一連のサポートを声掛けしながら行ってまいります。

デイ利用者・貸館利用者とも、救急隊到着までの間の心肺蘇生やAEDの使用などを行い、救命活動の実施に努めてまいります。救急隊到着後も救急隊及び医療機関などと連携を図り、人命救助に貢献できるよう努めてまいります。いずれの場合においても、いつ発生するかわからない事象であることから、各部門の会議などの時間を活用して、ケースを想定した訓練・シミュレーションなどを実施するよう努めてまいります。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害が起こった際に地域ケアプラザが福祉避難所として開設され、行政・地域防災拠点と連携を図りながら地域にお住まいの要援護者を受け入れていくことについて、地域住民は期待していると考えております。その為には、福祉避難所がどのような位置づけにあり、その対象となる地

域ケアプラザが福祉避難所としてどのようなアクションをしていくか、全職員への周知徹底を行ってまいります。

具体的には年に2回の防災訓練の際に福祉避難所としての役割も周知し、実際に災害が起こった際の参集可否についての確認を行います。参集が可能な職員については、電話連絡による参集、また、電話が使用できない場合は、災害時でも比較利用可能なLINEやSNSなどを活用いたします。

日吉本町地域ケアプラザは、福祉避難所として開設した際に最大で14組28名の要援護者及び介護者などの受け入れを想定しています。主に貸館多目的ホールやデイルームでの受け入れを想定していますが、定期訓練の際にはレイアウトの確認や見直しも行い、職員がイメージしやすいように意識付けを行ってまいります。

災害時の備えとして、応急備蓄物資の他に、懐中電灯、ラジオ、ヘルメット、ハndsスピーカー等を追加し常備します。太陽光による災害用蓄電装置も備え、福祉避難所として医療機器（人工呼吸器など）が必要な方が避難された際にも対応できるよう整備します。また、通信手段として災害時優先電話も実際の災害が発生した際に確実に使用できるように日々の点検・動作確認を怠らないように努めてまいります。発災時の移送手段として、通所介護事業にて使用しているリフト付きの車両2台を区との協定に基づいて災害時緊急通行車両として登録し、要援護者のスムーズな移送の為、積極的に協力してまいります。物資については、定期的に数量や動作確認、備蓄食品や飲料水に関しては賞味期限を確認し、入れ替えを行っていきます。また、職員には応急備蓄物資の保管場所や数量の確認、火災警報機や館内放送機器、災害対応型自動販売機の使用方法などを研修や訓練という形でレクチャーし、災害時に迅速に行動できるよう教育してまいります。

福祉避難所の運営を想定することと並行して事業所で作成している災害版BCPに則り、定期的な研修（BCPの内容確認など）や訓練（応急備蓄物資の保管場所及び数量の確認・火災報知器・館内放送機器・災害用自動販売機の活用方法周知や動作確認など）を継続的に実施してまいります。災害はいつ起こりうるかわからないため、開館時だけでなく、閉館時を想定したケースでの職員の動きもマニュアル化し、開設要請があった際は可能な限りスムーズに福祉避難所としての運営が実施できるよう準備を整えます。

職員だけでは人数が少なく、運営を継続するには地域の協力が必要となる為、近隣の防災拠点や行政とも連携を図りながらの運営を想定しています。具体的には、最寄りの小学校圏域の地域防災拠点運営委員会において、役員会（年6回程度開催）・実際の訓練機会（年1回）などに参加し地域に対して福祉避難所としての役割を情報発信してまいります。

また、日吉本町地域ケアプラザの上階は市営住宅となっておりますので、住人とも大規模災害が発生した際の協働について、引き続き協議・推進してまいります。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

防災に関しては、年2回以上消防訓練（通報、避難誘導、初期消火、AED訓練など）と河川の氾濫による水害を想定した訓練を行うほか、近隣の地域防災拠点と連携し、拠点主催の地区防災訓練に参加しております。引き続き、職員一人一人が防災意識を高め、地域に啓発していく取り組みを継続実施してまいります。

大きな取り組みの一つとして、地域防災拠点訓練では災害時要援護者に対応するべく「要援護班」として訓練内容の検討段階から関わり、その中でケアプラザが福祉避難所であることを地域に向け広く発信し、実際の大規模災害発生時には迅速に連携が図れるよう、顔の見える関係づくりを継続してまいります。また、当地域ケアプラザの建物は市営住宅の1階部分に位置している

ことから、市営住宅管理会社との協議にて統括防火管理者を担い、上記の訓練のうち1回を住宅住民との合同開催として実施しています。合同訓練の際には、消防署とも連携し単なる火災への対応についてだけでなく、震災や風水害などに対しての防災、及び実際に災害が起こった際の減災についての講話を開催し、住民の意識を高める活動を実施してまいります。なお、地域住民への意識付けという点では、市営住宅住民のみならず、その他の地域住民へも繋がるように働きかけてまいります。具体的な対応としては、後述する地域包括支援センターが行う事業や交流サロンの中でも災害対策についての啓発実施といった取り組みを行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延という一つの大きな困難を乗り越えていく中で、社会全体における感染症対策への意識はある程度の高まりを見せましたが、2023年5月より新型コロナの分類が2類から5類へととなって以降から現在において、その意識が低下していったような雰囲気も感じられます。私たちはこの混乱の経験を忘れず、感染症対策について、職員で構成する感染症対策委員会を中心とした活動を継続してまいります。年間を通して、感染症に関する注意喚起、感染予防対策の啓発や感染症研修を実施してまいります。研修の具体的な内容としては感染症の基礎知識を再確認する研修・ブラックライトを使用した手洗い研修・ケアプラザ利用者が嘔吐してしまった際の吐物処理研修などを企画し開催してまいります。事業所で作成する感染症版BCPに則り、新たな感染症にも対応したマニュアルを作成いたします。定期的な見直しを行い、事業所の実情に合った物に近づけるよう努め、実際の感染症対策に活用できるよう備えてまいります。

長期間にわたる感染症への対策として、消毒液やマスク、グローブなどの消耗品に関しては、常に在庫数を点検しながら、ゆとりをもって補充していく為、業者とも協議しながら購入ルートを確認してまいります。同時に新型コロナのように新たな感染症が発生した際を想定し、遠隔でも業務を継続できる体制を維持してまいります。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは公共の施設であり、そこで働く職員には高い公正・中立の姿勢が求められることを全ての職員に対して意識付けを徹底しております。具体的には、どの部門であっても入職時の研修において、地域ケアプラザという施設の特色を学んでもらうよう、人材の教育に取り組んでおり、これを継続してまいります。これは、指定管理部門でも介護保険部門でも、利用者に安心してご利用いただく為に必須の認識として、今後も変わることなく継続して指導してまいります。

またその対象は、地域の住民や各団体のみならず、医療・介護事業所など全てを対象として、信頼性・透明性を高く保つよう心掛けてまいります。偏った情報ではなく公にされている情報を重視し、特定の団体や個人を優遇したり、事業者への便宜を図るようなことを一切しないように努めてまいります。ただ、気を付けなければならないこととして、公正・中立性を掲げるあまりに利用者や相談者に対して「事務的な対応」と感じられることが無いよう、丁寧な対応・心情への寄り添いを意識して対応にあたってまいります。

法人の倫理規定に基づき障害や要介護状態など、生きづらさを抱えている要因に関わらず、誰に対しても偏見や差別をすることなく、誠実な対応をすることを大原則としてまいります。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

施設利用者のニーズ把握、また、要望・希望の受付・苦情対応の体制は、地域ケアプラザが利用者にとって身近な施設であるという特性から、いずれも非常に重要であると言えます。利用者の声に耳を傾けて地域ケアプラザの運営に活かせるように積極的な姿勢で取り組んでまいります。

具体的な方法としては、ケアプラザ独自の意見箱を利用者の目につきやすい場所に設置し、気軽に意見を寄せやすいような配慮（記名を求めないなど）に努めてまいります。また、利用者アンケートを実施し、アンケート結果に寄せられた要望・希望に対しては、可能な限り応えられるよう対応していきます。対応が難しい内容においても、どうすれば対応できるかの検討を重ね、少しでも利用者の理想に近づけるよう精進してまいります。なお、地域活動交流部門においては、貸館団体を対象とした利用者説明会の場においても意見交換・対話の時間を設け、直接、要望や意見をいただくように努めております。その時々でリアルタイムで利用者が感じている声を吸い上げる機会として、継続してまいります。

苦情対応に関しては、各部門に苦情受付担当者を設置して責任をもって対応してまいります。苦情解決責任者は所長が担当することで、できるだけ速やかに、かつ誠意ある対応を心掛けてまいります。苦情対応マニュアルに基づき記録の管理を行い、解決に向けた取り組みを実施するとともに同様の苦情が発生しないよう再発防止・予防にも努めてまいります。新たな対応などが必要な事項が発生した場合には、館内にその概要を掲示するなど、経緯や対応についての情報を公開し、透明性ある施設運営に努めてまいります。

また、地域ケアプラザの苦情対応で十分な対応に至らなかった場合には、公的な苦情申し立て機関の活用についても、情報提供してまいります。港北区・横浜市などの行政機関の窓口の他に介護保険事業については、国民健康保険団体連合会への相談や「はまふくコール」の活用・相談についても努めてまいります。法人としては、第三者委員を複数名配置しており、その連絡先を館内に掲示しております。相談を希望される方に対して、複数の相談窓口があることを明示し、気後れすることなく相談できるように体制を整えてまいります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

法人の「個人情報に対する基本方針」及び「保有する個人情報保護に関する規定」に基づき、個人情報に関する文書や電子媒体を適正に管理してまいります。また全職員に対し上記の基本方針及び規定に関する説明を入職時に行い、「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けています。入職後も継続して内部研修を繰り返し、個人情報に関する取り扱いについての指導・教育を行ってまいります。他事業所などで発生した事故について情報がある場合には、会議にて各部門に情報共有を行い、いま一度自らの対応について確認・振り返る機会を設定してまいります。また、日常の業務の中で個人情報を取り扱う際の注意喚起については、職員のキャリアや上下関係に

関わらず、相互に声を掛け合える体制にて行っておりまいます。

書類の管理のみならず、メールや FAX、郵送作業時の確認の徹底など、細心の注意を払って業務にあたるよう指導してまいります。具体的な対応として、メールを送信する際には、必ず送り先のメールアドレスと内容を職員複数のダブルチェックにて確認してまいります。FAX の場合についても同様、職員複数名での対応にて送信先と内容が合っているかを確認しますが、頻繁に利用する相手については、FAX の常用リストに正確な番号を登録し、都度入力しなくても確実な送信ができるように設定してまいります。郵便についても、職員複数名での対応は欠かさず、封筒の宛名、及び送る内容物に誤りが無いか、確認を徹底してまいります。とは言え、日頃の確認作業の上ではマンネリ化する危険性があり、職員一人一人のその時の体調や精神状態によっては、どうしてもミスが生まれてしまう恐れもありますので、チェックリストの整備なども進めてまいります。

電子媒体の個人情報などの管理に関しては、個々のパソコン内には置かず、サーバーにて一括管理し、それぞれのパソコンやフォルダにはパスワードを設定し外部からのウィルス侵入や盗難防止策を講じてまいります。また、介護システムや職員管理システムに関しては、セキュリティの高い外部サーバーにて作業を行い、ケアプラザ内にはできる限り情報を置かない環境としていますので、この体制を維持してまいります。

利用者・家族また後見人などから情報の開示に関する請求があった場合は、「情報公開規定」に基づき、手順に沿って手続きを行い、適切に情報を開示してまいります。法人の運営状況などの公開は法人ホームページにて公開し、地域の方が安心して施設を利用していただけるよう透明性を重視した運営に努めてまいります。「横浜市人権施策基本指針」「法人職員倫理規定」に基づき、人権尊重の視点を持って誰に対しても差別や偏見なく対応することが福祉保健の専門職としての基本姿勢であることを研修などの機会を持って、全職員に周知徹底させてまいります。

ホームページ上での情報公開については、ウェブアクセシビリティ化を進めており、現指定期間中（2025 年度中を目標に）での公開を準備しております。ホームページを閲覧される利用者それぞれの状況に関わらず、より多くの方にわかりやすく情報を伝え、スムーズに活用していただけるように努めてまいります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜市地球温暖化対策実行計画の基本的な考え方である脱炭素社会の推進として、脱炭素取組事業者として登録しております。施設内外にステッカーを提示し、地域ケアプラザとして地域住民に対して、脱炭素化の普及啓発をしてまいります。職員は率先して、個々でできる脱炭素化に向けた省エネ活動を心掛けてまいります。今後は LED 化 ESCO 事業の実施希望にも回答しており、実施に向けて協議を進めてまいります。

施設独自として行える省エネ活動としては、事業所として所持している車両のハイブリッド化を進めてまいります。現状では、デイサービスの所持している車両 5 台のうち、2 台のハイブリッド車両を導入しておりますが、今後、車両の入れ替えを実施する際に転換を図っていきたいと考えております。また、職員が車両を運転する際には、大気汚染・騒音の軽減を目的にアイドリングストップ機能を有効に活用してまいります。また、電力については、再生可能エネルギーを取り入れた電力会社との協議・導入を検討してまいります。

ヨコハマプラ 5.3 計画の考えに基づき、施設内で発生するプラスチックごみの減量化を重点的に進めてまいります。排出されたものについては、確実に分別を行い、適正に処分ができるよう、職員間に周知徹底してまいります。備品や消耗品については、できるだけ無駄な物品購入をしないように努め、小さな取り組みではありますが使えるものは再利用する工夫（例：コピー用紙の裏紙の

再利用など）を継続し、ゴミや不用品の発生を可能な限り抑えるよう取り組んでまいります。日常から節電・節水に努めるとともに空調設備を適正温度に設定するなど、省資源・省エネルギー化を心掛けてまいります。上記の光熱費・ゴミ排出量に対する取り組みとして、データを比較して効果測定を行い、節減に向けて施設全体として意識を高めてまいります。

物品を購入する場合や修繕などの工事発注については、「横浜市中心小企業振興基本条例」を踏まえた上で、まちづくりや地域の見守り支援への協力といった意味も含め、地元企業への発注を優先してまいります。また、男女が平等にお互いの人権を尊重し、地域社会に参加し個々の能力を発揮して活躍できる環境づくりを進め、日常生活の充実や地域の活性化を促進していくことを検討してまいります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の利用率向上を目的として、過去には地域ケアプラザの情報ラウンジへの掲示にて、貸館空き状況の公開を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域交流部門の活動が止まってしまったことを機にこの方法を廃止いたしました。現在は、地域ケアプラザホームページにおいて、概ね3か月先までの貸館空き状況を公開しております。サブコーディネーターによって速やかに情報更新を行い、閉館時間帯でもリアルタイムで状況が確認できる体制を維持してまいります。また、LINEによる情報発信を行っておりますが、LINEからもホームページにリンクして各部屋の空き状況を確認できるようにしています。LINEの友だち登録者数は、現在250名ほどとなり、地域ケアプラザからの情報発信のツールとして利用者に定着してきております。地域住民にも馴染みがあり手軽に活用できるLINEを使用することにより、その情報伝達効果を実感しております。申し込み方法についても、目的外利用の団体を除き電話での受付を可能として、手間の削減・簡素化の体制を築いております。今後は、横浜市として貸館申し込みシステムが導入される方向ですが、利用者に対して混乱が無く、効率的に貸し出し業務が行えるよう、情報収集に努めてまいります。

さまざまな事業の周知においては、より地域住民の方々に豊富な情報を提供する為、「目に付きやすい」「手元に届く」広報に努めてまいります。毎月発行しているケアプラザ広報紙を各自治会町内会に案内し、掲示板・回覧版への掲示活用だけではなく、医療機関・薬局・郵便局・地域ケアプラザ・地区センター・子育て支援拠点・近隣市営住宅をはじめとした集合住宅など、幅広く配架させてもらい、より多くの地域の方々の目に留まる機会を増やしてまいります。並行してホームページやSNS（LINE・Xなど）で早く確実に手元に届くよう情報発信をしてまいります。

その他、事業周知については広報よこはま、タウンニュース、各種関係機関、NPOや民間の情報誌や電子媒体への掲載依頼や館内の目に留まりやすい場所への掲示を通じ、広報紙が届きにくい自治会未加入者への情報提供の方法や工夫を継続して検討してまいります。

また来館された方に対しては、館内にある廊下の掲示スペースを有効に活用し、写真入りの登録団体紹介を種別ごとに行い、興味・関心を抱きやすいように努めてまいります。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等に

について記載してください。

地域の身近な相談窓口として、高齢者・子ども・障害児・者・生活困窮者など、幅広い対象に対して相談の体制を整備してまいります。

高齢者については、主に介護保険の申請やサービスの利用についての相談が多く寄せられます。ただ、近年はそれだけではなく、その背景に日常生活課題や生活困窮、同居家族に対しての支援など、同時に多課題である内容も少なくない状況となっています。介護に関しては、ケアマネジャーやサービス事業所との連携し、その背景にある課題については、行政（高齢・障害支援課・生活支援課）と区社会福祉協議会との連携を図り、課題解決に向けて努めてまいります。さらにその裾野を広げて、高齢者とその子ども、さらに孫世代まで関連付けた総合的な支援が図れるよう、職員の専門性を高め、相談内容の幅を広げていけるよう研鑽してまいります。

子ども（子育て世代）及び障害児・者分野については、相談できる機関としての役割も持っていますが、高齢者分野と比べると子育てや障害そのものについての相談は少ない状況です。港北区内には子育て支援の拠点や専門機関があることから、情報収集ができている世帯については、直接相談する流れができていると考えられます。地域ケアプラザとしては情報が無い世帯に対して地域の社会資源について情報提供すると共に、子育て・障害に関する取り組み（子育て支援会場や精神保健サロンなど）の場所の提供という方法で支援してまいります。的確な情報提供と支援機関との連携がスムーズに行えるよう、他の専門機関との交流にも努めてまいります。

各種制度（介護、生活保護、障害など）の把握、及び専門機関との連携、他分野の専門職とのネットワークづくりはもちろん、地域の方々、特に民生委員・児童委員との連携強化も同時に図ってまいります。各会議への出席、他機関・各専門職との協働の場での関係づくりに努めていくことにより、情報提供や周知の場として定着させ、地域全体の「支える力」の底上げに努めてまいります。

地域包括支援センターの項でも後述いたしますが、地域ケアプラザの周知活動として、出張ミニ講座・相談会などをケアプラザから距離があるエリアでの開催を継続してまいります。住民にとってのケアプラザという視点を忘れずに、ケアプラザの自主事業への参加や事業の企画、地域の資源づくりに努め、多様な相談に応えられるケアプラザを目指してまいります。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

職員配置及び育成の項でも前述しておりますが、地域ケアプラザ各部門の連携について、部門ごとにリーダーを配置しております。各事業担当間の情報共有は、月に1回開催のリーダー会議、及び3か月に1回開催の職員全体会議において、共有と全体での把握を図ってまいります。部門を超えたさまざまな視点・角度から検討することによって、偏りなくまた柔軟な検討が行えるという効果がありますので、この体制を維持してチームとしての解決力の向上に繋げてまいります。また、所内における各委員会活動（事故防止・感染症対策・秋桜まつり・虐待防止・研修など）では、部門の垣根を越えて委員を選出し活動することにより、地域ケアプラザとしての各委員会での方針検討を実施するとともに、他部門の職員との連携強化に努めてまいります。

地域の関連施設との連携については、各部門で実施する事業の共催や開催場所の提供といった点で協働を図ってまいります。一般介護予防事業で行っている健康づくりに関わる各事業などについて、開催場所を地域ケアプラザに限定してしまうと、山坂の多い日吉の地形的な課題も一因となり、どうしても受講する地域住民に偏りが発生します。会場を地区センターや地域活動ホーム・学校・保育園・介護サービス事業所など、多岐に渡って展開することでこの偏りの解消に繋がる可能性が考えられます。また、事業の内容についても、地域ケアプラザ単館だけで行う事業

より、共催で企画・検討を行うことで、地域における課題の情報共有や地域としての解決案に結びつくことにも繋がっていきます。より地域の住民の方が参加しやすくなる方策を検討し、参加者の立場に立った参加しやすい事業を実施してまいります。

効率的な職員の管理・運営の手段として、複雑な職員の業務スケジュールの把握については、スケジュール管理システムを活用することにより、リアルタイムに個々のパソコン内で把握できる体制を構築しております。各職員の予定・業務内容を確認することができ、多方面からの問い合わせに対してどの職員でも迅速に対応できる環境を整えてまいります。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

日吉地区は5つの民生委員児童委員協議会エリアに分かれており、その地区ごとに特色があることから、それぞれ独自のネットワーク構築への取り組みが必要になります。

地域ケアプラザ開設当初から地域におけるネットワーク構築のきっかけとなった特徴的な事業の一つでもある地域の関係機関との共催事業「出張ミニ講座・相談会」の開催を継続してまいります。関連団体・関係機関との関係をより深めるための活動として、関連団体定例会への出席、協働事業の開催などが挙げられますが、今後も積極的に参加・協働に努め、地域におけるネットワークをさらに広め、日吉エリアとしての地域力の向上を目指してまいります。特に各地区における民生委員児童委員協議会の定例会には、定例業務として指定管理部門の職員が参加し、地域情報・課題の共有に努めると共により強固な地域ネットワーク構築に努めてまいります。

地域の事業でもある高齢者関連事業の「認知症サポーター養成講座」「認知症カフェ」や子育て関連事業の「子ども食堂」「育児講座」「両親教室」などにも積極的に協力して開催に携わり、顔の見えるお互いを理解しあえるネットワークづくりを進めてまいります。

地域ケアプラザ主導の地域ケア会議（個別レベル・包括レベル）では、地域と専門職とを繋ぐ場として様々な関係者が顔の見える関係が構築されるツールとして活用してまいります。それが個別支援、さらに地域支援へと発展していくことができるように、同じ地区で活動する下田地域ケアプラザとも協働してまいります。また、地区社会福祉協議会が推進する地域福祉保健計画「ひとつとプラン港北」とも連動させつつ、ネットワークの輪を広げるきっかけにできるよう努めてまいります。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

港北区運営方針の基本目標『活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」』に対して、その達成に向けた施策として、1)「安全に安心して暮らせるまちづくり」2)「地域で支えあう福祉・保健のまちづくり」3)「活気にあふれるまちづくり」が掲げられていますが、各施策の中で地域ケアプラザとして関係各所との連携を強化しながら、以下のような取り組みを進めてまいります。

1) について、災害への備えとして地域防災拠点との連携を図ってまいります。地域防災拠点では「要援護班」としてその活動をサポートし、円滑な運営ができるように努めてまいります。また、防犯に対しても、詐欺被害が頻発する日吉地区において、権利擁護事業などでの取り組みを通して地域の防犯意識を高めていけるように努めてまいります。

2) については、子育て・高齢など、あらゆる世代のニーズに対して対応できるよう体制を整

えてまいります。子育て世代に対しては、地域交流活動部門における事業を中心に、子育て支援団体などと連携しながら地域の家庭が不安なく、安心して子育てをしていけるように支援してまいります。高齢者世代に対しては、地域包括支援センターの一般介護予防事業や認知症支援事業における取り組みを中心に、地域の医療・介護の社会資源と連携しながら健康維持の促進と予防の啓発に努めてまいります。

3) については、すでに良好な関係性を築くことができておりますが、日吉地区連合町内会との連携を深めてまいります。地域での繋がりを重視し信頼を損なわないような対応を心掛け、ますます活力ある地域へと発展していけるようサポートしてまいります。

区や地域ケアプラザで展開するさまざまな事業に関する意識統一・情報共有の場として、月1回「定例ケアカンファレンス」を開催することで相互の業務連携の強化に繋げてまいります。さらに区域で職種ごとに開催されている分科会でも課題や情報の共有に努め協働に取り組んでまいります。

横浜市の大きなテーマとして、「GREEN×EXPO2027を転換点とした人と環境にやさしいグリーン社会の実現」として施策が打ち出されていますが、地域で生活する「人」に対する寄り添いと、積極的な「環境」への配慮を十分に心掛け、区政方針に共鳴しながら運営を進めてまいります。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第5期地域福祉保健計画（計画期間令和8年度～12年度）「ひっとプラン港北」の計画を推進する為に、地域の現状把握に努め、課題については解決に向けた取り組み支援を、行政や区社会福祉協議会と協働し進めてまいります。具体的には、民生委員児童委員協議会をエリアごとに実施している各町ケア委員会の定例会に地区担当と共に参加を継続してまいります。地域における現場レベルでの率直な意見を聴取し、行政や区社会福祉協議会との協議の中でその意見を活かせるべく伝えてまいります。

また下田地域ケアプラザとは、同じ日吉地区にある拠点として同じ姿勢で地域と向き合いながら、事業を展開していきたいと考えています。特にケアプラザ主体の事業である「包括レベル地域ケア会議」の開催を継続します。包括レベル地域ケア会議を開催し、地域特有の課題を地域関係者と共有することで、「ひっとプラン」の活動が計画的に、また効果的に実践できるよう、地域にとって情報収集ツールとしての一役を担えればとも考えております。

第4期地域福祉保健計画の日吉地区の共通テーマである「地域のつながり作りを考える」から第5期ではその内容を深めるべく、「地域のつながり作りを充実させる」へと発展していくこととなります。日吉地区に位置する地域ケアプラザとして、日吉町・日吉宮前・箕輪・日吉本町東・日吉本町西・下田の6地区の取り組みを普及啓発し、高齢者、障害児・者、子育て世代とあらゆる「人」・「世代」に対して情報発信してまいります。「ひっとプラン」の目指すべき『誰もが安心して健やかに暮らせるまち 港北』を目標とした『ひろがる・つながる・とどく』活動の実現に向けた支援を継続してまいります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業（指定管理事業）について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者分野において、2025年3月時点では、日吉本町地域ケアプラザ地区圏域の人口は53,471人、そのうち65歳以上の割合が17%を占めております。現役時代に都心部などで仕事をし、その後、日吉でセカンドライフを迎えた方も多く生活されています。

その年代を対象とした取り組みとして、生活支援体制整備事業との共催で4回シリーズの自主事業「ひよし★倶楽部」を開催しています。2025年度の内容として、①エゴグラムを使って自己を診断する「自分再発見」②自分たちの街の遺構「日吉台地下壕」巡り③介護を我が事と捉え知識を深める「介護保険について&VR認知症体験」④スターバックスジャパンの協力を得た「美味しいコーヒーの淹れ方」というテーマを設定し、学びや趣味を通じて「新たな生きがい探し」をテーマにした講座としました。参加者の意識は高く、過去の開催でも受講後に地域食堂のボランティアや事業の立ち上げメンバーに参加される方もあり、地域の新たな担い手として活躍が期待されています。このような取り組みを例として、現役時代には地域との関わりが少なかった地域住民が、自身のセカンドライフを充実させ地域との関係を構築する貴重な機会となっておりますので、今後も継続してまいります。その他の事業についても地域包括支援センターと共催の「認知症サポーター養成講座」の開催、デイサービス部門との連携でボランティアの受け入れや慰問の計画的な実施など、他部門との連携し、インフォーマルの立場で何ができるかを共に考え、支援に繋げてまいります。

子ども（子育て世代）においては、地区圏域には、数年前に大規模マンションが建設され子育て世代が急増しました。14歳までの子どもは約7,000人で圏域全人口の13%（2025年3月時点）を占めます。子どもの増加に伴い、小学校も新設され、圏域には小学校4校、公私立中学校3校、私立高校2校、大学1校と横浜市内でもまれにみる学校の集中する地域でもあります。

子育てについては区内の関係・協力機関と連携を図りながら、子育て世代のニーズを把握しつつ自主事業を展開してまいります。これから赤ちゃんの誕生を迎える方たちを対象とした「土曜両親教室」、子どもと保護者を対象とした「リズムで遊ぼう」「パパと遊ぼう」「にこにこ広場」などは、それぞれ行政や子育て関係機関・近隣の公私立保育園などと連携し、共催・後方支援をしながら進めている事業の一例です。どの事業もたくさんの方が参加していただき、子育て世代の関心が高いことを示していると言えます。少子高齢化の中でも安心して子育てができること、我が子と楽しく過ごせることに対する意識は高いと思われますので、このような事業を通して支援してまいります。

また、子どもたちへの支援として、最近では地区内の小・中学校との連携も活発に行われています。近隣学校からの要請に応じ総合の授業で行政などと共に「認知症サポーター養成講座」「ひっとプラン講座」などを開催いたしました。子どもたちが総合の授業で取り組みに挙げたテーマ「地域のためにできること」については、一緒に考える機会を得ました。小学4年～6年の3年間に渡り、子どもたちからの福祉への質問にアドバイスをしたり、ケアプラザの見学やデイサービスでの発表会などを受け入れています。今年度、日吉地区で開かれた『ふくふく

スポーツフェスタ』には6年生が参加し、「ボタタンク」という高齢者や身体の不自由な方を含む誰もができるスポーツを考案し披露しました。同じ会場では小さな子ども向けの段ボールでできた迷路を作り、小さな子どもに対して配慮された取り組みも目を引きました。子どもたちが真剣に考えた取り組みを実行するプロセスにおいて地域ケアプラザは、子どもたちが持っている強みを引き出せるように働きかけ、また、人としても成長していけるようサポートするべく真摯に対応を継続してまいります。

障害児・者については開所以来、夏休みや放課後の余暇事業・ミニフォーラムの後方支援・地区の障害者とその保護者との交流会出席、障害児者に関わる会議・研修などに出席し、いろいろな形で継続的に支援をしてまいりました。現在は「4DEN'S」として、高田地域ケアプラザ・下田地域ケアプラザ・活動ホームしもだと共催し、個別支援級に通う児童とその保護者・兄弟児を対象とした余暇事業を展開しています。訓練会などに所属していない、保護者とその子どもの仲間づくりを目的とし、年2～3回を目途に料理やゲームなどを楽しんでいただいております。今後も、外出レクなど体験の幅を広げ、地域やボランティアの手も借りながら地域での見守りの輪を拡大できるように尽力し、継続して行政・区社協・学校及び関係団体との連携のもと、地域の障害児・者の支援を行ってまいります。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動団体や地域団体に対しては、活動団体への入会を希望される方のコーディネート、団体の新規登録を希望される方の受け入れについて柔軟に対応してまいります。

これまでの具体的な取り組みとして、年に1度、「ケアプラザ文化祭」を開催し、それぞれの団体が日頃の活動の成果を披露する場を設けております。参加される団体もさまざまで、民謡・太極拳の披露、子どもたちのヒップホップダンス、発達の緩やかな子どもとその保護者のバレエ発表・書道やフラワーアレンジメントの作品の展示など、多岐に渡っております。観客が入会を希望されることも多いので、貸館利用者の増加にも繋がっております。秋に開催している地域ケアプラザ主催「秋桜（こすもす）まつり」では、福祉保健活動団体・地域団体が模擬店や活動を生かしたブースをそれぞれに構えてお祭りに参加し、参加者同士や地域の方との交流が生まれ、賑やかなお祭りとなっております。参加する団体においては、秋の恒例行事として根付いているようで、時期が近づくとも活動の準備についてお問い合わせをいただく機会も多くあります。いずれも地域ケアプラザをより身近に感じていただく機会であると共に各団体の活動の場として、今後も継続してまいります。

他にも活動の内容によってケアプラザの自主事業の講師の担当やデイサービスでレクリエーションの指導・補助などを依頼しています。発表の機会の少ない団体には、自主事業の参加者の見守りなどをお願いし、事業と一緒に参加することで、それぞれの活動の活性化とボランティアへの積極的な参加に繋がっていますので、今後も活動の場の情報提供に努めてまいります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティアの受け入れは随時行っておりまいます。現状では希望者と面談を行い、ご本人の意向を聞きながらコーディネートしています。現在のボランティア登録者は49名（2026年1月現在）、デイサービスでの整容・傾聴、レクリエーションの補助、ケアプラザ自主事業の補助などで活動されている方や地域食堂で活動されている方もおられます。また、登録ボランティア以外にも夏休みを利用した学生のボランティアや小学生のボランティアなども年々増加傾向にありますので、積極的で幅広い受け入れを継続してまいります。ボランティア活動情報については、ケアプラザ内外の掲示板に掲示するとともに広報紙・SNSなどを利用して、最新の情報を提供してまいります。

ボランティアのフォローアップとして年に一度、「ボランティア懇談会」を開催していますが、日頃の活動の振り返りを行いながら労をねぎらう場となっています。ボランティア同士の情報交換や関係職員との交流を通して、地域住民がボランティアを実施する上でモチベーションアップの機会となり、さらなる活動にも発展しておりますので、引き続き継続してまいります。

2024年4月より、日吉本町地域ケアプラザを活動拠点とした地域食堂「日吉本町ひっぽ食堂」が活動を始めました。毎月第2土曜日に奇数月は夜、偶数月は昼に開催し、子どもやお年寄りに温かい食事を提供しております。立ち上げにあたっては、立ち上げの相談を受けてから、社協・主任児童委員・地域の子育て関係者なども交えて丁寧に話し合いを重ね、たくさんの方の支援を受け活動するに至りました。ボランティアには立ち上げ当初より多くの方から手が挙がり、最近では小学生や学生もボランティアに参加しております。今後も、ケアプラザは活動の場の提供や広報、イベント支援をするとともに、個人の相談については地域包括支援センターなどとも連携して後方支援を続けてまいります。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域の情報は地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア部会など各種定例会に出席し、情報の収集・提供に努め、地域における福祉保健活動の底上げをしてまいります。

福祉保健協力団体の情報収集については福祉保健(ボランティア)活動記録の提出を徹底しています。今後も活動状況を把握し地区の皆様への活動情報につなげ、地区の方々の受け入れを促進し福祉保健団体の活動の活性化を促してまいります。

ケアプラザの事業や保健に関しては、館内の情報ラウンジで掲示するとともに、広報紙・各地区の掲示板・回覧板の他、ホームページやSNSで最新の情報をお伝えします。それぞれ世代や地区によって情報の収集方法が同じではないという課題がありますので、それを鑑み一つの入

手方法に偏らず、多岐に渡る方法で情報をお伝えしてまいります。LINEの活用は2021年より始まり、自主事業の開催案内・保健に関わる情報・自主事業の開催報告・グーグルフォームと併用で二次元コードを使ったインターネット申し込みに活用しています。若い世代は90%が二次元コードを利用して事業に申し込みますが、高齢者でも二次元コードでの申し込みは苦手であるもののLINEの情報を読むことはできる方も多く、情報取得ツールとして定着をしてきています。貸館の空き状況に関しては、ホームページ・LINEにて空いているお部屋の検索確認ができ、予約は電話にて受け付けています。全ての人にわかりやすい情報提供の方法・工夫について、今後も模索してまいります。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

所内各部門や各種組織と情報を共有し、多種多様な総合相談内容を分析することで地域ニーズの把握を継続してまいります。

地域ケアプラザにおいて開催している自主事業の参加者に対しては、アンケートやヒアリングを実施し、介護予防事業の他に趣味的要素を取り入れた事業を望む声が多かった為、新規事業(いすに座って楽々ヨガ、いすに座ってフラダンス、歌声広場ふるさと、ゆっくり散歩など)を行うことで、地域に潜在していたより多くの方の参加に繋がり、外出の機会づくりや介護予防にも繋げることができました。

SNS (LINE など) を活用し、各種事業の周知だけでなく開催報告も行い、写真などで事業の様子を見ていただくことで、新たな利用者にとってのきっかけにもなり新規参加者も増えていきます。

各種地縁組織(自治会町内会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・保健活動推進員会・ボランティア会など)の定例会に積極的に参加し、各々の活動を通して情報収集した事例から地域の実態を間接的に把握してまいります。

港北区生活支援コーディネーター連絡会として、要支援・フレイル・プレフレイルの方を対象とした「高齢者のニーズ調査」を行い、データ化することで区域での問題解決に努めてまいります。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

民間企業やNPO法人など、取り組みの担い手となりうる社会資源は、多種多様なかたちで地域に根付いていると捉えています。というのも、生活支援コーディネーター連絡会やSNS、地域の情報誌・広報紙などに掲載されているようなオープンになっている情報の他に、各種地縁組織の会議などに参加した際に得られるいわゆる「ロコミ」的な経路を通じて、さまざまな情報を入手

できるということが、その理由として考えられます。その中から得られた情報のうち「ロコミ」的に拡がっているものについては、確かな情報であるという確認作業（具体的な方法として企業などへの問い合わせ）を丁寧に行っています。確認作業の中で、得られた情報の整合性をとること、また、その情報が地域での取り組みへ発展していく可能性があるかについて分析を行います。その結果、地域で不足している資源、及びまた「こういう人（物）がいたら（あったら）良いのに」という要望と、得られた情報とが繋がり、社会資源として活かせる機会をつくることに繋がっていきます。

地域貢献に強い関心のある民間企業なども多いことから、適宜、詳細なヒアリングを行い今後も積極的なアプローチを心掛けてまいります。これまでの成功の一例として、他職種職員からの紹介で、過去に企業向けの講師をしていた地域住民を講座講師として活用したところ、地域で経営している別の民間企業への講師依頼に繋がったことがあり、「地域に根付いた社会資源」として人材を活用することができました。

今後は、地域の大学などにも地域活動の協力依頼を行うなど、地域のさまざまな人材や場を有効利用し、さらなる情報の入手・活用に活かせるよう努めてまいります。成功事例を元にして「何かをしてください」という漠然としたかたちではなく「これをしてください」という具体的な依頼をすることで、より多くの方（企業）が協力、継続していただける環境づくりが構築できるように働きかけを行ってまいります。

区内外問わず、さまざまな関係機関・関連団体と協働し事業として成り立っている事例を自地域の活動の参考にする為、広域でさまざまな情報の収集を行い、他法人や多職種との関係性を構築していきます。こちらが存在を把握するアクションと共に地域の機関・団体にも地域ケアプラザについて知ってもらい、協働に関心を深めてもらうような関わりに努めてまいります。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

区内ケアプラザ（9館）のうち、高齢化率は8番目（17.27%）ですが、担当エリアとして捉えると人口も多く、広域な地域のため課題が見えにくい部分もあります。さまざまな地域活動に取り組んでいる民生委員児童委員協議会（5町地区）エリアごとに取り組みをはじめ、テーマによってはより小さな自治会・町内会単位とするなど柔軟に対応しています。

日吉地区連合町内会、日吉地区社会福祉協議会主催の「ふくふくスタンプラリー」「ふくふくスポーツフェスタ」など地域活動発展の取り組みを共に行うとともに「光と活力に満ちあふれる日吉」の実現に注力してまいります。

小学校（4校）、中学校（1校）とは、「認知症サポーター養成講座」、「ケアプラザ見学会」、「（小学校）福祉の時間に参加」など、ケアプラザを身近に感じてもらうことができています。また、専門職に対しても地域包括支援センターで開催している介護支援専門員・薬剤師などとの意見交換会、交流会を通じて他業種、多職種からのニーズや現状を把握するように努め、問題解決に繋がってまいります。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者のニーズと社会資源のマッチングを目的として、区域地域活動情報「きょういく・きょうようガイド」を活用するとともに、日吉地区に特化した「日吉地区地域活動紹介」冊子を作成し、地域活動や貸館利用団体の紹介を行ってまいります。この冊子は地域ケアプラザで実施している各自主事業をはじめとして、地域で活動する自主グループやケアプラザの貸館を利用しているサークル団体などの情報を盛り込んでいます。この冊子を活用し、地域住民が自らの関心と繋がり、新たな地域活動を始めた方も多くなっています。SNS（LINE など）を併用・活用することで情報の更新も速やかに行ってまいります。

「新たな地域の担い手の発掘・育成」という課題は、ケアプラザ新規事業を通じて「仲間づくり」の意識を高め、個人ではなく仲間と共に担い手になることを推進しております。さまざまな活動を通じて地域住民の意欲向上に努めてまいります。具体的な活動として、地域活動交流部門の項でも前述した大人の仲間づくりをテーマとする「ひよし★倶楽部」では、受講をきっかけに地域食堂ボランティアとして活動を開始した方や「いすに座って楽楽ヨガ」は自主活動グループ化するなど、地域に根付いた活動ができました。また、民間企業（商業店舗）を利用した「認知症カフェ」を開催することで、カフェ参加だけでなく、買い物もでき外出の機会づくりに繋げることができました。連続講座を行い、その成果を発表することを目的とした「シニアチアダンス」では、達成感と仲間意識の向上、参加意欲の向上に繋げることができております。多様な活動を通して、趣向の方向性はさまざまありますが、資源とのマッチングにより社会参加の意欲を引き上げる結果に繋がっております。

その他の活動として、地域包括支援センターの一般介護予防事業の中に位置づけられる「コグニサイズ」や転倒骨折予防教室の「もみじ会」などの開催・運営に携わることを通じて、地域住民の健康に対する意識とのマッチングを図ってまいります。

地域活動に関心がある方に対して、「その人に合った活動紹介」を意識することで、より多くの方の地域活動を推進し、その結果として健康増進や介護予防に繋げること、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりの促進を目指してまいります。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

日吉エリアは川崎市に隣接しており、日吉駅までのアクセスも坂道が多く、公共交通機関を利用して直接区役所に行き相談することが困難な高齢者も非常に多いエリアです。区役所が変わる地域の身近な相談窓口としての周知を進め、誰もが気軽に相談でき、その相談内容に誠実に対応することを心掛けていきます。またその相談内容によっては多課題で複雑な内容もあることから、複数個所に相談に行かなければならず、相談者がたらい回しにされてしまうようなリスクも考えられます。そのようなことが無いよう相談内容を一度受け入れて、的確に必要な相談先や社会資源に繋ぐことができるよう努めます。わかりやすい説明を心掛け、利用者が自らの意志で判

断・意思決定できるように利用者本位の姿勢で相談に対応します。

地域包括支援センターとしては、地域から寄せられる相談内容を分析し、個別の相談内容の積み重ねから地域の特徴的に課題となっているものを抽出し、課題解決に必要な取り組みを検討してまいります。

これまでの相談内容として 2024 年度を例に見ると、やはり介護保険に関わる内容が多く寄せられています。介護保険制度が始まって四半世紀以上経過していますが、経過の中で制度がさまざまに変遷し、利用者にはわかりづらいものになっていると言えます。また、介護というものについて、利用者自身・家族が自分事として考えなければいけない状況になって初めて考え始める世帯も未だに多く見られる為、いわゆる「入り口」で困難を感じる方も多いです。面接や電話などで相談対応する際には、利用者がわからないと感じていることをわかりやすく説明できるように心掛け、対応の方法についても研鑽を重ねていきます。また、利用者・利用者家族以外の地域の住民からも相談の連絡が入ることもありますので、個人情報の取り扱いに留意しながら真摯に対応してまいります。

介護保険に次いで多いのは、日常生活における課題についてのものが多く、移動支援・フォーマルサービスや総合事業では対応できない家事関連、及びその解決策についての相談が多くありました。介護保険以外での対応策の提案・説明が必要な場合もあり、広く社会資源についての知識を持つておくことも必要であると言えますので、フォーマルな手段のみならず地域で活用できる資源についても情報を収集してまいります。その他にも、認知症以外の医療や介護についての相談・施設の利用・成年後見制度・虐待・消費者保護など、内容は多岐に渡り複雑なものとなっています。援助内容として、訪問による確認、適切な機関との連携等を行っており、引き続き対応を継続してまいります。

地域の個別課題の早期発見と対応を図れるよう、地域包括支援センターの役割を住民に理解してもらう為の周知活動は、今後も途切れることなく努めてまいります。具体的には、地域の高齢者ともっとも身近な存在である民生委員の方の協力をいただきつつ、地域住民活動の場でのチラシ配布や出張ミニ講座・相談会を継続し、地域包括支援センターが地域住民と直接顔を合わせる機会を有効活用してまいります。

また、現在進行形及び今後も引き続き考えられる重要なテーマとして、1) 独居世帯や認知症の方への個別支援、2) 入退院時などの速やかな医療と介護の切れ目ない連携、3) 高齢になった親が子の生活を支える社会的孤立問題（8050 問題）4) 障害のある家族と高齢者に対しての家族支援、などが挙げられます。これらを原因として、何らかの理由により経済的困窮に陥り、既存のサービスを利用できず、生活を維持することが困難なケースへの支援が増加傾向となっていますので、上記のテーマを踏まえ相談支援体制を充実させてまいります。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

全国的には団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を経て、65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人が認知症患者であると言われています。日吉地区においても独居高齢者や閉じこもり高齢者の増加と比例して、認知症高齢者の数は増加傾向にあります。要介護認定を受ける要因として第 1 位となっているほど、今後、高齢者支援における社会問題の一つと考えられます。認知症予防活動、認知症を地域で見守る普及啓発活動をさまざまな事業を通して展開してまいります。また、閉じこもり生活予防を目的とした地域の居場所づくりなどのバックアップも積極的に行ってまいります。

認知症サポーター養成講座は、認知症キャラバンメイトと協働して地域の小・中学生や企業・銀行などに対しても実施し、認知症に対する理解を深めてもらえるよう活動に力を入れています。あらゆる世代や福祉職以外の職種に対して、認知症に対する理解を深めてもらえる効果を実感しており、今後も対象を拡げ計画的に継続開催してまいります。

横浜市チームオレンジ事業の一環として、認知症カフェの取り組みも行っています。地域の企業の店舗（スターバックスコーヒー）と連携し、月に1回、店舗の一部スペースを使用して定期開催を行っています。認知症当事者の方と支援者で懇談する機会を設け、限られた時間ではありますが、当事者の方は笑顔で楽しくひと時を過ごされている様子が見られています。課題として、定期開催がゆえに時間・場所が限定されることから、参加を希望されても都合が合わず参加が難しい方がいらっしゃる、飲み物の費用が原則は自己負担となるが、経済的に余裕が無い方などの問題も見えてきた為、一か所だけでの開催ではなく、また費用面を低コストに抑えた方法での開催を生活支援体制整備事業とも連携して検討していきます。具体的にはUR住宅との連携にて住宅に設置されているラウンジの活用、自己負担を低く設定する等の他に認知症当事者の方が支援者だけでなく多世代の方とも交流でき、安心して過ごせるような機会・居場所づくりの検討を行ってまいります。

認知症に関する個別相談支援において、特に介護者支援を丁寧に行うとともに、「介護者のつどい」を引き続き開催し、認知症カフェや地域のサロンへの参加案内を促進してまいります。介護者の身体的・精神的ストレス緩和に重点を置き、高齢者虐待（介護放棄、暴力・暴言など）に陥らないよう支援します。この取り組みは、介護者の精神面での負担軽減やリフレッシュの機会として、一定の効果を確認できていますので、今後も継続的に開催してまいります。「介護者のつどい」の内容としては、介護のことばかりに特化することで、逆に介護者にとってストレスになってしまうリスクも考えられますので、介護に関わるプログラムの他にも介護から離れたテーマ（令和7年度の例として、美容師によるセルフカット講座を開催）を設定し、気分転換が図れるような内容での実施も進めてまいります。

日吉地区において、冒頭にも述べた独居高齢者・閉じこもり高齢者の中には、医療機関に未受診のまま症状が悪化してしまい、離れて住む家族や近隣住民・民生委員などが対応に苦慮しているケースもあります。接触が難しい方であっても、物忘れ検診・もの忘れ相談へ繋げるように働きかけるとともに認知症初期集中支援チームとの連携を強化するなど、制度や施策を活用して支援が途切れないような体制づくりを継続してまいります。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

港北区全域として、身寄りのない「お一人様」高齢者の増加とその対応が課題となっています。日吉地区においてもそれは同様の課題であり、前項でも挙げたような閉じこもり状態になっている高齢者も多々見られています。現状では、ご本人の生活状況・判断能力・支援体制を丁寧にアセスメントし、医療・介護・住まいに関する支援調整の為、必要な成年後見制度や任意後見制度、日常生活自立支援事業の利用検討・活用を勧めております。後見に関わる相談は、今後もますます増加することが予想されます。地域の利用者にとって申し立ての説明や支援の内容がよりわか

りやすく理解できるよう、専門職（弁護士、司法書士、行政書士など）との連携を継続し、後見制度の活用を促進してまいります。具体的には、港北区成年後見サポートネットの活動に参加し、各専門職との連携の仕方をより具体的・実践的に行えるような関係づくりを進めてまいります。高齢者本人のみならず障害者と高齢者の家族に対する権利擁護の支援に対しては、その関係機関と協力体制をとっていきます。また横浜市とあんしんセンターを中心にした、市民後見人養成・活動支援事業にも積極的ににかかわり、地域にあった後見支援の体制づくりに貢献してまいります。

権利擁護の分野において相談件数が増えている内容として、高齢者虐待が挙げられます。日吉地区では身体的虐待（暴力）、心理的虐待（暴言等）、世話の放棄・放任（ネグレクト）などの相談が多い傾向があります。地域での見守り・気づきの体制を維持するとともに、地域住民のみならず介護保険事業所や医療機関と連携することで、日吉地区として虐待を未然に防げるような体制づくりを進めます。体制づくりの一環として、高齢者虐待ハンドブックを活用した研修を介護事業所や地域住民に向けて積極的に開催していきます。地域においては、「通報することに対して躊躇しない意識」を根付かせていけるよう発信していきます。その他にも地域全体で虐待から高齢者を守るネットワーク作りの展開を念頭に置き、前述したような研修や講座などの虐待を防止する為の活動に加えて、実際に虐待を受けている利用者と虐待をしてしまっている養護者と双方に対しての支援について、行政と情報共有を密に行い役割分担をしながら対応の検討を重ねてまいります。

近年、地域住民の関心が強くなっていることとして、「終活」が挙げられ、人生の終焉に向けて抱く不安に寄り添うような支援を心掛けています。いつか来る自身の最期に向けて、遺言作成・相続相談・遺影撮影等は生前に行っておくべき準備として関心が高いことから、自分らしい最期を迎える為、また、最期まで自分の権利を守る為、エンディングノート講座（港北区版エンディングノート「わた史ノート」の紹介とその活用について）を終活セミナーや出張ミニ講座などの事業の中で開催し、普及・啓発を促進していきます。また、地域ケアプラザで開催してきた行政書士などによる巡回無料相談は、近年の申し込みが少なくなっていますが、これは地域住民が情報を得る機会が他にも増えている良い傾向であると捉えています。巡回相談としての役割を終了して、より地域住民が気軽に相談できる機会として、相談会を開催してまいります。

また日吉地域においては、独居高齢者などを狙ったいわゆる「振り込め詐欺」による消費者被害が相変わらず多く見られています。疑わしい電話や被害状況を速やかに集約し、また、実際に被害にあった事例のエピソードがあればその事例を紹介しながら、対策を各ケアプラザ間や民生委員の定例会などの機会において共有し、被害防止推進の為の情報を発信していきます。また、警察や民生委員などとも連携し、改めて防犯対策講座の開催なども検討してまいります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

この事業で重要視している視点として、各ケアマネジャーが担当している利用者が地域での生活を少しでも長く継続できることをねらいとして支援することを大切にしています。ケアマネジャーの活動の環境整備・相談と助言・経験の浅いケアマネジャーの育成支援、及び、地域の関係機関と連携しながら支援していけるよう、今後も継続してまいります。

具体的な取り組みについて、ケアマネジャーが活動しやすい環境を整える事業として代表的なものは、隔月で開催する事例検討会があります。この事例検討会においては、各ケアマネジ

ヤーが担当しているケースの中で困難だと感じていることに対して、どのようにアプローチしていくかを事業所の垣根を超えた複数のケアマネジャーの視点から検討し、個々の、また所属している事業所の中だけでは気付くことができない考え方を得ることに繋がっていきます。ケアプラザ協力医の医師・港北区薬剤師会の薬剤師・港北区訪問看護ステーション連絡会の看護師にも参加してもらい、参加したケアマネジャーは医学的な視点での助言を受けることができます。加えてケアプラザからは、支援に役立ててもらえるようフォーマル以外の日吉地域で活用できるインフォーマル資源・ケアプラザで開催している事業などを情報提供し、地域での活動がよりしやすくなるように働きかけています。参加する事業所は年々増えていますが、令和7年度は地域で活動する20の事業所からケアマネジャーが参加し、普段、相互に交流する機会が少ないケアマネジャーにとっては、検討会の前後の時間でも情報共有ができる機会となっています。ケアマネジャーの成り手が不足し、支援を望む利用者がケアマネジャーの空きを待っているような事象が起こっていますが、ケアマネジャーの活動支援・スキルアップが利用者支援へと繋がる重要な機会であると捉え、今後も継続してまいります。

地域とケアマネジャーの連携については、この事例検討会の他にも下田及び日吉本町地域ケアプラザの各担当圏域で活動する居宅介護支援事業所のケアマネジャーで構成される「ひよしもケアマネ倶楽部」という活動があり、地域包括支援センターが後方支援を行っています。地域の居宅介護支援事業所相互の情報共有・学びの機会という点でケアマネジャーが集う機会であるとともに、専門職視点だけでは気づかないことについて、地域の方に講師を担っていただくこともあり、その講師調整などの支援を担っています。また、ケアマネジャーと地域の民生委員を繋ぐ役割を地域包括支援センターが担い、地域の情報交換や互いに関わる利用者の情報について共有し、ケアマネジャーの利用者支援という視点でも、地域での見守り体制の構築・強化に繋がっています。さらに地域の居宅介護支援事業所に属する主任ケアマネジャーと協働して、地域住民に対して介護保険制度や介護サービスなどに関わる講座「介護保険ってなあに？」を年に3回開催し、地域住民の方に日吉地域で活動する主任ケアマネジャーたちの顔を知ってもらう機会となっています。各介護保険サービスや特別養護老人ホームなどの介護保険施設の利用について主任ケアマネジャーから解説したり、介護に関わる質疑応答を受け付けたりしています。講座を受けた地域住民は活きた情報・知識を得られ、また介護保険について抱えている疑問の解消に繋がるような機会にもなっています。一方で、講座に携わる主任ケアマネジャーは自らの業務の振り返りを行い、スキルアップの一助となっている為、双方にとってメリットのある事業となっています。事業の展望として、関わる事業所の枠を増やし、より充実した講座となるよう継続してまいります。

地域包括支援センターとして、地域のケアマネジャーからの相談・制度に対しての問い合わせは、日々尽きることがありません。時には個別ケースに対してケアマネジャーと同行して共に支援を検討することもあります。ケアマネジャーに対して的確な助言ができ、「地域包括支援センターに相談できて心強い」と感じてもらえるような体制を今後も維持し続けてまいります。

前述のとおり、ケアマネジャーは成り手が不足している状況が続いています。資格を取得して実務に就く為の研修を終えたばかりの新任ケアマネジャーが、十分な教育機会を得られない

まま実務に就いて活動するケースも少なくありません。経験値が少ないケアマネジャーに対しては経験値の少なさを少しでも埋められるよう、区内各ケアプラザ地域包括支援センターと共同で支援してまいります。具体的な材料として介護サービス事業所の特徴を掲載したアピールシートや区域のインフォーマル情報冊子の作成などを行っています。日々の業務に追われてしまい所属している居宅介護支援事業所の力だけでは、今後も人材育成は難しいことも考えられます。区域、また日吉地域のケアマネジャーを育成していく体制を継続してまいります。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業については、地域包括ケアシステムの構築を目標とされた「2025年」を迎え、利用者が住み慣れた地域での生活を継続する為のネットワークの形成を進めてきましたが、今後は少子高齢化や人口減少により団塊ジュニア世代が 65 歳を迎えるいわゆる「2040 年問題」への対応検討へと移行していきます。引き続き、医療・介護の多職種との連携強化を促進し、市域・区域での活動・計画にも積極的に参画していくとともに日吉地域での連携をより充実したものへと進化していけるように努めてまいります。

市域での活動の一環として、もしも手帳の普及啓発が挙げられます。もしも手帳は地域ケアプラザで気軽に入手できることをアピールしてまいります。また、地域住民にとって自身の意思を残された家族に伝える大切さを考える機会となり、その意思を伝える手段として有効なツールであることを伝え、活用を促進してまいります。なお、訪問診療を行っている医療機関などからも手帳については要望があり、医療・介護連携の一助となっております。

区域での活動には、港北区高齢者支援ネットワークというものがあります。これは、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）・港北区在宅医療相談室・港北区在宅歯科相談室・港北事業者連絡会「ガンバ港北」、港北区訪問看護ステーション連絡会、区役所と地域包括支援センターで構成された組織です。地域包括ケアシステムの実現に向けて歩んできた医療・介護・地域の関係機関によるネットワークであり、支援者間のスキルアップや市民に対して介護・医療についての啓発活動を継続して行ってきました。医療・介護の連携を推進する為に港北区として必須のネットワークへと成長していますので、引き続き、地域包括支援センターの視点からの企画検討や方向性についての提言など、参画してまいります。

上記のネットワークや日頃の連携を通して、各関係機関とはいわゆる「顔の見える関係」を築くことができています。このネットワークでの活動以外にも港北区在宅医療相談室は、ケアプラザなどと合同で地域やケアマネジャーに向けて研修・講座の機会を多く持っていますので、引き続き、連携を図りながら日吉地区においてもそのような機会を定期的に行うことができるように働きかけてまいります。また、港北区在宅歯科相談室についても同様ですが、在宅歯科相談室は後述の一般介護予防事業における「日吉元気塾」の取り組みの中で、口腔ケア・嚥下といった内容ですでに協働することができています。高齢者にとってオーラルフレイルの課題は、疾患予防などの観点があるにもかかわらず、その重要性が見過ごされがちですので、引き続き事業を継続して啓発を推進してまいります。

地域ケアプラザとして注力してきた医療・介護連携の取り組みとしては、ケアマネジャーと薬剤師の交流会があります。この事業は 2022 年度より継続開催しています。薬についての疑問を抱えるケアマネジャーは多く、医師に直接確認しづらいことでも薬の専門職である薬剤師に確認できる機会として継続しています。また、実際に薬にまつわる課題がある現にケアマネジャーが担当しているケース事例を検討し、ケアマネジャーが薬についての理解を深めることができています。会を重ねる中で薬剤師の方も在宅医療に関心が高くなっており、ケアマネジャーに期待している部分が増えてきています。結果として、開始当初は薬剤師の参加が 3 名程度だったのが、現在では 20 名以上の参加があり、数の上でもケアマネジャーと同等、場合によ

ては薬剤師の方が多いこともあり、先述した薬剤師の在宅医療への関心の向上の一因となっていることを自負しています。ケアマネジャーにとっては、薬剤師との連携が深まる中で、さらには薬剤師を通じて医師との連携にも繋がっており、在宅における医療介護連携のケアマネジメントに効果が見られています。この交流会は年々成長を続けている取り組みとして、今後も継続してまいります。

他にも在宅診療を行う医療機関と連携して認知症予防や熱中症予防のミニ講座を開催したり、訪問看護ステーションと連携して摂食嚥下についての講座とコンサートを融合した企画なども開催しました。いずれも地域が主催しているサロンなどの活動時間を利用して開催し、地域住民と専門職との繋がりづくりにも貢献できていると実感しています。今後も、機会を継続することにより、その繋がりを深め拡大してまいります。

また、川崎市に隣接している地域の立地上、地域の利用者の中には川崎市内で運営している医療機関（病院・在宅支援診療所など）に通院されていたり、救急搬送される方も数多くいらっしゃいます。また、川崎市の居宅介護支援事業所・各サービス事業所などを利用している方も少なくありません。市を跨いでの情報交換・入退院時連携なども欠かすこと無く、切れ目のない支援に繋がるよう心掛けてまいります。

次項でも計画しておりますとおり、医療・介護・地域間のネットワークを構築していくという視点に考えても、地域ケア会議（個別・包括各レベル）の活用は有効であると言えます。個別ケースへの対応を検討すること、また、その中から地域での課題を抽出していく過程において、重要な場であると捉え、参加者間での情報共有から共通理解へ繋がり、医療・介護のより強固な連携にも繋がるような開催を心掛けてまいります。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

現指定期間において、現時点で個別地域ケア会議を5回、包括レベル地域ケア会議を3回開催しています。日常の相談業務の相談内容をデータでまとめ、それを根拠として課題を整理し、最もトピックスな課題をテーマとして個別地域ケア会議を開催してまいります。

これまでに開催した個別地域ケア会議のテーマとしては、主に精神疾患や認知症などを原因として地域から分断されてしまっているケース、または、地域との間に摩擦が起きているケースが多く見られています。そこに地域包括支援センターと地域住民・サービス事業所などが連携して介入し、個別の課題の解決に導けるよう検討してまいります。地域住民などとの情報を交換・共有する中で課題解決の為のネットワークを形成し、そこからその地域ならではの課題を抽出し、包括レベル地域ケア会議へと展開してまいります。

開催した地域ケア会議の中で具体的な例を挙げると、個別地域ケア会議にて、認知症がある高齢者に対して、地域住民による見守りの方法と行政のネットワーク（かえるネット・見守りシール事業等）を活用した対策を検討しましたが、その検討を行う背景に認知症高齢者・独居高齢者を狙った詐欺・消費者被害が日吉地域において立て続けに起こっているという課題が見つかりました。抽出されたこの課題を踏まえて、包括レベル地域ケア会議では、詐欺・消費者被害防止の啓発活動を含めた地域の活動を広く住民に知ってもらえるよう情報を届け、地域住民で考える機会を作りました。

個別地域ケア会議・包括レベル地域ケア会議を通してわかった課題について、行政レベルでの検討に繋がられるように提起してまいります。個別・包括レベルで検討された課題からの実績としてここ数年、港北区の課題としても独居高齢者・閉じこもり高齢者に対してのアプローチが区レベルの検討課題として挙げられています。地域としての課題を解決、またその解決の為の手段

(人材・方策・資源)の開発など、地域包括支援センター及び地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターの各職種も交えて検討し、事業を展開してまいります。

また、日吉地区の特徴として広域であり地域ケアプラザが2館存在することから、包括レベル地域ケア会議を開催する際にそのテーマや課題によっては、地域を細分化したうえで、2館の共催事業として運営を進めてまいります。

今後もそれぞれの参加者が地域で今まさに起こっている課題を共有し、自身たちでできることを整理し、自身たちの力では難しい点は形成したネットワークで検討できる体制づくりを継続してまいります。課題解決の為の手段を検討することに重点を置き、具体的で中身ある議論が積み重ねられる会議の運営を目指してまいります。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

現在の職員配置体制として、地域包括支援センター・指定介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）事業者として、常勤職員の3職種（社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャー）の適正人員が整備されています。日吉本町地域ケアプラザ圏域の高齢者人口から鑑みて、5名の配置がなされています。この5名（現在は看護師等2名・社会福祉士2名・主任ケアマネジャー1名の配置）を中心に非常勤職員の介護予防プランナーを3名配置し、適切な介護予防支援・ケアマネジメントが行える体制を維持し継続していきます。常勤職員の中で経験値がまだ浅く、計画作成・ケアマネジメントの技術が未熟な職員に対しては、年単位で計画的な教育を行ってまいります。達成状況を確認しながら、状況に合わせた教育プログラムを検討し、支援者として成熟していけるように努めてまいります。さらに介護予防プランナーの中でスキルアップ（資格取得など）を目指す職員に対しては、事業所として勤務調整や費用負担をはじめとした支援を行ってまいります。

現在の深刻な問題として日吉地区を含む港北区全域において、要介護・要支援認定の申請をされる方は多く、その数に見合ったケアマネジャーの絶対数が不足している状況があります。要介護の認定を受けている利用者でさえ、ケアマネジャーという重要な資源の不足により、マッチングが難しい現状があります。要支援と認定された利用者については、上記の職員体制のもと受け入れて、丁寧な対応を心掛けていますが、地域包括支援センター内だけで全てのケアマネジメントを担当することは難しい状態である為、地域の指定居宅介護支援事業所と業務委託連携しています。市域・区域での困難課題の一つとして捉え、日吉地域にて運営している指定居宅介護支援事業所だけでなく、港北区南部寄りのエリア（大豆戸・新羽・新横浜など）や隣接区で運営している事業所、さらには他市にて運営していても当地域包括支援センター担当圏域の利用者支援が可能であるという事業所とも、ケアマネジメント業務の委託先として関係性を築き、要支援の利用者でも受け入れてもらえるよう働きかけてまいります。このような広範囲に及ぶ連携のもと、利用者が支援を受けられずに困ることが無いよう、日吉本町地域ケアプラザ圏域における支援体制として、さらなる強固な体制構築を進めてまいります。サービスや社会資源に繋がることのない利用者については、関係性が途切れないように定期的な電話連絡などを行い、変化にも対応できるように備えていきます。

委託先の選定の際は、公正・中立を保つことを原則としてまいります。情報収集の手段として、港北区が発行する指定居宅介護支援事業所の空き状況や介護情報サービスかながわなどを確認し、一定の事業所にだけ委託するような偏りが発生しないように努めてまいります。利用者に対しては、ハートページなどの公的な情報誌を活用して事業者の情報提供を行っていくことを心掛

けてまいります。また、利用者から具体的な希望がある場合にはそれに耳を傾けて、その希望に応じた選定も心掛けています。また、利用者が可能な限り、自ら居宅介護支援事業所を選択できるように地域包括支援センターで把握している各居宅介護支援事業所の特色（事業所に在席するケアマネジャーの人数や男女比率などの客観的な情報）について情報提供を行いサポートしてまいります。

委託先として関係性を築けている居宅介護支援事業所をはじめ、地域全体の支援のレベルを底上げしていく働きかけとして、自身のスキルアップはもちろんのこと、委託先の事業所のマネジメントが適正に、また公正・中立に行われているかを確認することを徹底してまいります。具体的には、毎月のモニタリング報告を確認することはもちろんですが、電話や書面だけの意思疎通ではなく、契約時やサービス担当者会議にはできる限り同席するようにします。そのような場では利用者に対しては、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として支援していることを伝え、ケアマネジャーに対しては、後方支援を実施していくこと、困った時には共に対応することを伝えていきます。介護職員のみならず、前述のとおりケアマネジャーの深刻な不足もあることから、委託元と委託先とで相互に理解しあえる関係を維持することを重要視して対応してまいります。

介護予防支援・ケアマネジメント事業における委託元・委託先共通の目標として、適切なアセスメントにより、個々の利用者がその人らしく自立した生活が継続できるように目標を立て、フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスも活用した支援計画を作成していきます。また利用者だけでなく、それを支える家族（同居、別居問わず）にも適宜働きかけを行い、利用者・家族のニーズや目標が達成できるように支援します。介護保険制度の改正があった場合は、その情報収集に努め、利用者や家族に介護サービスに対する不安が生じないように、適切な対応を心掛けてまいります。

地域包括支援センター内の体制としては、どの職員でも適切な対応が行えるように努めています。具体的な方法としては、月1回の定例会議や朝の始業前の時間を使ったミニミーティングを行うことにより、利用者の状況・支援の方向性について担当者でなくても把握できるようにしています。この取り組みは、以前からも継続して行っていますが、緊急な対応を迫られるような場合や支援を切れ目なく行う上で、非常に効果的な取り組みであると実感しておりますので、引き続き継続してまいります。

前述のとおり、要支援・要介護認定を申請する利用者は多く、またその中でも認定結果が出る前からの支援を望む利用者、または、支援者側から見て早急な対応が必要と思われる利用者も多くいらっしゃいます。暫定ケアプランの作成・介護サービス利用の調整を行い、どのような認定結果がおりても、利用者が困らないよう、また切れ目のない支援に対応できるよう、指定居宅介護支援事業者などとの連携を引き続き強化してまいります。切れ目のない支援の具体策としては、認定が確定するまでの暫定期間において、地域ケアプラザ事業チラシや地域活動紹介冊子などを活用しながら案内し、フォーマルサービスだけに偏らない社会参加に繋がるように支援してまいります。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

地域性を踏まえた上で、市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

一般介護予防事業においては、地域介護予防活動支援として、介護予防教室がメインの取り組みとなっています。地域住民の介護予防・心身の健康づくりの活動として、各介護予防教室はもっとも身近で意識や関心を高める為の手段であると考えます。さまざまな事業・講座の開催を通して、地域住民の意識・関心が現状よりもさらに高まるよう、また、無関心層にも少しでも介護

予防の重要性を伝えていけるように努めてまいります。

これまでで把握している課題として、日吉エリアが非常に広域である為、開催している事業内容に関心があったとしても日吉本町地域ケアプラザまで来所するのが困難な方がいること、また、エリアによっては健康に対する無関心層が一定数いるといった問題もあります。これまでも行っておりますが、ケアプラザまで来所するのが困難な方に対しては、地区センターや各町会自治会館など、ケアプラザ以外の場所のスペースを活用し、アウトリーチによる働きかけも行っております。無関心層がいるエリアについては、まだまだ普及啓発を重ねていく必要があり、適した会場自体が無いという問題もあります。2025 年度は寺のスペースを利用して事業を行う試みも行っていますが、引き続き、開催場所を検討してまいります。

把握した課題からこれまで取り組んできたことを挙げると、まず「日吉元気塾」があります。さまざまなテーマについて開催しておりますが、直近の 2025 年度を例にとると、認知症予防・フレイル（オーラルフレイル含む）の予防・栄養状態の改善・フットケアなどの取り組みについて取り上げました。これらのテーマについて、シリーズ講座として専門の講師を招き開催しています。担当する講師として地域で活動する専門分野に長けている人材と連携し、専門性の高い内容をわかりやすく、また、参加者が楽しんで取り組めるように心掛けています。具体的な取り組みとして、身体機能に対しては、介護予防運動指導員によりロコモティブシンドロームやフレイルの予防体操を実施しています。口腔ケアについては、港北区在宅歯科相談室から歯科衛生士を招き、口腔ケアの重要性・口腔ケアから繋がる疾患の予防などについて理解を深めることができます。栄養改善については、管理栄養士が栄養摂取についての重要性とそれがさまざまな疾患の予防に繋がることをわかりやすく解説しています。フットケアについては、メディカルフットケアワーカーにより、足の状態を確認する他、「行きたい時に自分の足で歩ける足づくり」を目標に自身で行う足爪の整え方や靴の履き方を学んでいます。

この「日吉元気塾」の取り組みは、毎回参加者が楽しく健康についての意識をより高めて、健康の維持増進を促進している重要な取り組みとして考えています。受講後の参加者に対してさまざまな地域活動に参加するよう促したところ、その一環として公園でのラジオ体操の定期開催に繋げることができました。今後も好評だった内容については繰り返し実施し、また新たなニーズが出てきた場合には、さらなる専門家との連携を深め、地域の健康増進を進めてまいります。

次に認知症を予防する取り組みとして、「スリーA ひよし」（あかるく・あたまを使って・あきらめない）を行っています。頭を使いながら身体を動かすデュアルタスクにより、脳を活性化して認知症の予防に効果があるとされていますが、参加者には笑顔が見られ毎回楽しみながら取り組んでいる様子が見られます。また、スリーAにおいては、その担い手としてボランティアに関心がある方も多くいらっしゃいますので、ボランティア支援も合わせて行っております。

交流の場としては、「ほっとスペースひよし」というサロンを交流機会として事業を実施しています。体操やゲームで楽しい時間を過ごしたり、ボランティアによる楽器演奏や合唱なども行っています。茶話会も行いサロンという特性から介護予防事業の中でも運動を重視した事業とは住み分けができており、平均で 20 数名の高齢者が参加しています。交流＝社会参加への機会として、機会を維持してまいります。

また、自主活動化しコンフォール南日吉自治会が主催、地域住民が主体となって健康づくりや介護予防活動として取り組んできた『元気づくりステーション』について、活動の後方支援を継続してきましたが、担い手の高齢化などを理由に縮小が見られています。ただ、一定の活動期間を通して、エリア住民の意識は上がり、「元気づくりステーション」以外での活動する場所も増えています。具体的には、生活支援体制整備事業と連携して開催している「コグニサイズ」や転倒骨折予防の「もみじ会」などの活動への移行が見られ、ある程度の目標値は達成できたと評価しております。

今後も、工夫を重ねながらエリア毎の特性を分析しつつ、上記したような取り組みを軸として、まだまだ健康意識の向上の可能性が見込まれるエリアにも普及啓発してまいります。地域交流コ

ーディネーター・生活支援コーディネーター・地域のさまざまな社会資源と連携し、地域支援にも注力してまいります。

一方で、2026 年度から次期指定管理期間にかけて日吉エリアで検討事項となる取り組みについて、2023 年から住民の移転・建て替え工事が行われている日吉 6 丁目の「市営日吉さかえ住宅」に対してのアプローチもその一つになると考えております。工事は当初の予定よりも遅れが出ているようですが、元々住んでいた住民の中には、再入居を心待ちにしている利用者もあり、当地域ケアプラザに再入居についての意向や問い合わせをいただくこともたびたびあります。建て替え工事前は、独居高齢者も多く地域包括支援センターとして対応する対象者も多く生活していた住宅で、建て替え後はファミリー層向けの間取りが増え、元々の住民がどれほど戻ってくることができるか？という懸念もありますが、元々生活していた高齢者が再入居した後の介護予防についても、追跡し検討事項として勘案してまいります。

さらに介護予防教室 OB 会、ケアプラザや地域にある自主活動団体の活性化、介護予防に関するボランティアなどの人材育成の為、日吉地区介護予防活動団体向けに各団体同士の交流や意見交換会などのフォローアップ講座を行ってまいります。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

日吉本町地域ケアプラザの基本方針として、「地域の連携と協働」という大きなテーマがあります。医療・介護の専門機関・各サービス事業者などとの連携はもちろん必須ですが、同時に地域のインフォーマルな社会資源との連携は、欠かすことができません。地域ケアプラザで機能する各部門がそれぞれ相互に連動しながら、また、その連携において地域のあらゆる力と手を取り合い、強固なサポートネットワークを構築していけるよう注力してまいります。

手段の一つとしては、該当の項目でも述べておりますが、地域ケア会議（個別・包括各レベル）の開催は、フォーマル・インフォーマルな社会資源が一堂に会し、効果的な連携を図っていく為の契機になると考えております。ケアマネジャーをはじめとした介護サービス支援者が、地域と繋がり、専門職の視点での支援だけでは十分に補うことができない課題について、情報共有し相互理解に繋げていけるよう支援を継続してまいります。多職種・多機関で共通する個別・地域課題を抽出しながら、それら地域課題への共通理解、情報の共有化を図り、課題解決に向けた具体的な取り組みを掲げることが、多職種協働による地域包括支援ネットワークの強化につながると考えます。

また、日吉地区社協常任理事会と各地域ケア委員会（日吉本町東地区及び西地区・日吉町・日吉宮前・箕輪町の 5 つ）や連携地域のボランティア連絡会にも、地域交流活動部門と連携しながら、地域の課題に対するアプローチに応じて、参加を継続しております。会に参加している民生委員やボランティアの方の中には、地域ケアプラザの存在は知っているものの、まだまだどのように連携したら良いかわからない方もいらっしゃるもので、有効な連携について協議し、検討するよう心掛けてまいります。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

ケアプランの作成の他、介護保険申請代行・認定調査・介護保険施設などの施設利用を希望される方への情報提供などを実施しておりますが、地域ケアプラザの居宅介護支援事業であるその大原則として、民間の居宅介護支援事業以上に公平性・中立性の意識をもち、利用者支援にあたってまいります。

毎月のモニタリングの中で利用者の状態変化や利用している介護サービスの状況・効果、新たな課題の有無などについて確認していきます。利用者・利用者家族との対話を重ねていくことで、信頼関係を深めながら、利用者本位のケアマネジメントに努めてまいります。特に初回訪問（インテーク）では、居宅介護支援事業についての重要事項を丁寧にわかりやすく説明することを心掛けており、ケアマネジャーが利用者にとってどのような存在であるかをご理解いただけるように努めています。利用者が現に抱えている困りごとをしっかりと聴き取り、課題の分析（アセスメント）を丁寧に行っていますが、必要なサービス・事業所について検討する際には、利用者の具体的な希望には耳を傾けるように努め、真に各利用者・家族がご自身にマッチしているサービス・事業所を選択できるような情報提供を行ってまいります。具体的には、ハートページなどの公的な情報誌や介護情報サービスかながわの活用のほか、地域のさまざまな事業所が発行しているパンフレットなどを複数提示し、安易に同法人で運営している事業所・地域ケアプラザの併設サービスへ繋ぐことが無いよう努めてまいります。引き続き、利用者に対しての対応の一つ一つがケアマネジメントサイクルの効果的なPDCAの展開に繋がるよう支援してまいります。

介護サービス事業者や医療機関との連携については、電話やFAX等の手段に加えて、SNS・クラウドシステムなどを活用した情報共有を図ってまいります。また、今後はケアプランデータ連携システムの導入によるDX化についても前向きに検討してまいります。

介護サービス事業者や医療機関だけでなく、複雑な課題が存在するケースについては地域包括支援センターや区行政、また、地域のインフォーマルな社会資源とも連携を図りながらチームケアの視点を持って支援してまいります。特に地域包括支援センターと併設している事業者である特性を活かし、緊急な対応が必要なケースについては、柔軟に対応できる体制を整備しています。また、介護予防支援事業者である地域包括支援センターとの連携においては、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントから居宅介護支援に移行するケースなど、受け入れの体制を維持し、ケアプラザ内のチーム意識を持って対応してまいります。この体制は、同じ地域ケアプラザから職員が派遣されることにより利用者にとっては、担当者が代わったとしても相談先が変わらないので、混乱を防ぐことにも繋がっています。フォーマルなサービスに留まらず、地域にある有益なインフォーマルなサービスも必要に応じてケアプランに盛り込みながら、利用者が住み慣れた地域で安心して在宅生活が続けられるように支援してまいります。

事業所全体でケアマネジャーとしての質の向上を目指す為、また、各ケアマネジャーが担当している利用者の状況を確認する為、週に1回、部門内で会議を開催し、情報交換・状況確認を行っています。その会議のうち月に1回は、地域包括支援センターの介護予防プランナーを兼務している職員も交えて開催し、内部研修の機会を設けるなどしてケアマネジメントスキルの向上を目指しています。研修については、部門としての年間研修計画の他に個別でもそれぞれ年間研修計画を立て、外部で開催される研修にも積極的に参加していきます。内部開催での研修の一環として、地域包括支援センターが主催する事例検討会（隔月1回）や「薬剤師との懇談会」（年3回）に参加しています。また、地域包括支援センターが後方支援をしている「ひよしもケアマネ倶楽部」にも参加を継続しています。日吉地域全体のケアマネジャーのレベルの底上げをねらいとして、各会の中で職務に関する意見と情報交換を行ってまいります。また、地域に向けた事業として包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の中に位置付けられている「介護保険ってなあに？」では、在籍する主任ケアマネジャーが地域住民向けに介護保険に関わる講座の講師を担当することで、自身の業務を振り返る機会としています。外部の居宅介護支援事業所とも協働することにより、同じ日吉地区で活躍

するケアマネジャーとして、切磋琢磨できる関係性の構築に繋げてまいります。また、育成面の話とも重なりますが、ケアマネジャーは上級職である主任ケアマネジャーを目指し取得することで、新人ケアマネジャーの手本となるべく、後進の育成にも力を注いでまいります。

対人援助相談職が行う権利擁護の面、虐待防止については内部組織である虐待防止委員会に所属し、利用者に対する虐待を発見しやすい立場であるという認識を深めてまいります。行政・地域包括支援センター・介護サービス事業所などと連携しながら、その防止・早期発見に努めてまいります。

特定事業所加算（Ⅱ）を算定する事業所として指定を受けていることから、24時間対応、多様な複雑なケースの受け入れ、他事業所からの移行ケース等も柔軟に対応し、日吉地区においてリーダーシップの取れる居宅介護支援事業所として安定した運営を目指してまいります。

ケアマネジャーであると共に地域ケアプラザの職員であることの自覚も忘れず、事務所内の他部門との連携も図ってまいります。来館者への対応や他部門へのフォローには誠意をもって積極的に関わり、相互理解のもと風通しの良い職場環境づくりにも努めてまいります。また、災害の発生時には、地域ケアプラザが福祉避難所としての機能を有していることを理解し、事業所のBCP及び福祉避難所運営マニュアルに則り地域を支援してまいります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

通所介護等事業では、今までも、そしてこれからも全職員に対し、1) 利用者への自立(自律)支援、2) 利用者本位のサービス提供、3) 社会人そして専門職としての自覚の3つの柱を運営方針としてサービス提供に取り組んでいきます。

運営方針の具体的な取り組みとして、1) については、利用者自身でできることは自ら行っていただき、過剰な介護を施すことはしないように努めてまいります。たとえご自身の能力だけではできなくても、全介助ではなく部分的な介助や利用者への動機づけに繋がるような声掛けで行為が行える可能性があるのであれば、利用者それぞれの「その人らしさ」を尊重した支援、その方にとってプラスになるような支援を行ってまいります。2) については、支援者がサービス提供時に合理化・効率化を求めすぎ支援者本位にならないよう、利用者の意思や意向を可能な限り尊重することに重点を置きます。契約時・アセスメント時やケアマネジャーが開催するサービス担当者会議に参加した際に利用者や家族の意向を丁寧に聴き取り、実際のケアの場面で活かせるように努めてまいります。また、職員だけではなく地域のボランティアの方も積極的に受け入れ、利用者の状態や趣向に合わせた支援を行ってまいります。3) については、利用者や家族及び職員間だけでなく、地域においても一社会人として責任ある行動ができるように努めてまいります。例えば、年に一度、近隣の中学校の一年生に対して地域ケアプラザとして職業講話を行っていますが、その中で通所介護部門では福祉の仕事に対してだけではなく、一社会人として大切にしていることを伝えるようにしています。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により途絶えてしまっていますが、中学生の職業体験の場をデイサービスにて受け入れていました。今後の方針の転換により受け入れが再開された際にも対応できるように地域で働く社会人として中学生の手本となれるよう、日頃から意識してまいります。加えて専門職としての意識も持ち、常に向上心を持って業務に取り組んでまいります。日吉本町地域ケアプラザのコンセプトの一つである「進化と創造」の気持ちを忘れず、事業所内外で開催される研修等には積極的に参加し、通所介護における専門職として段階的にスキルアップしていく姿勢で精進してまいります。

通所介護事業の具体的なサービスメニューとしては、あくまでもケアマネジャーが作成するケアプランに則った個別援助計画を作成し対応してまいります。送迎・入浴・排泄・食事・運動・レクリエーションといった通所介護の基本となるメニューを確実に遂行し、利用者が安心して一日を過

ごせるよう働きかけてまいります。ただ、利用者の一日の過ごし方について、地域ケアプラザが開所した当時と比べると、画一的な内容では満足できない方も多く、利用者個々にとってのデイスサービスに対する価値観に個別性・多様性が見られています。YouTube 動画による運動・レクリエーションプログラム（自宅に持ち帰って反復して行えるものを含む）を活用したり、利用者それぞれが自宅の延長線上として思い思いに過ごせるという選択肢も大切にしています。中には、楽器の練習をする方やスマートフォン・タブレット端末を持ち込み、ご自身の時間を楽しむ方もいらっしゃいます。そのような各々の過ごし方についてもケアマネジャーと情報共有しながら尊重してまいります。また、地域の居宅介護支援事業所との連携の面では、今後はその要請に応じて DX 化（ケアプランデータ連携システムの導入など）も検討してまいります。

地域ケアプラザであることの特性を活かし、地域交流コーディネーターなどと連携し、利用者に対して歌・踊りなどを披露してくれる地域のボランティア活動グループをはじめ、周辺地域の園児や小・中学生との交流も積極的に行ってまいります。そこには地域の子どもたちにとっての福祉教育や世代間交流といった従来の目的もありますが、利用者にとってもプラスと成りえる活動（知識や経験の披露、利用者の生きがいや在宅生活における意欲の向上に繋がること）を企画・実施してまいります。また、地域ケアプラザであることの特性としてもう一点は、災害時に福祉避難所の機能を有するという事を職員一人一人が理解し、地域に貢献できるよう努めてまいります。

他にも個別対応としては、各利用者個別の誕生会を開催し、季節行事としては、夏祭りやクリスマス会、初詣などを開催していきます。食事メニューにも行事食や郷土料理を取り入れて季節の移り変わりを感じてもらったり、自分の故郷を想起してもらったりといった取り組みを継続してまいります。

また、利用者の権利擁護についても念頭において日常業務を進めてまいります。虐待防止については、内部組織である虐待防止委員会に所属し、利用者に対する虐待を発見しやすい立場であるという認識を深めてまいります。行政・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所などと連携しながら、その防止・早期発見に努めてまいります。

地域に開かれた地域ケアプラザの通所介護・認知症対応型通所介護サービスの共通の支援方針として、個々の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の必要な介助や機能訓練を行います。利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努めるとともに、利用者家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、介護者やケアマネジャーとも連絡を密にしながら家族全体を支える支援を目指してまいります。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

今後 5 年間の収支計画を、現状の運営状況を照らし合わせ立案した場合、指定管理料の金額を上限に設定しても十分に余裕を持って運営していけるとは言えない状況にあります。この背景には近年の止まない物価高騰や人件費の増加などが挙げられます。最低賃金の上昇や同一労働同一賃金、職員の定着率の良さゆえの人件費の増大、また開所から 18 年が経過し、施設管理・修繕の面では必要な部分が顕著に出てきています。これに比例するように必要な経費も年々上昇していくことを考慮すると、今後これまで以上に全ての部門において、また施設の維持管理において効率性や採算性を活かしたケアプラザ運営が求められてくることを認識しております。これまで行ってきた事業を

振り返り精査しながら、費用対効果を念頭に置いた事業づくり、かつ、地域にとって効果の大きな中身のある事業を展開してまいります。

介護保険事業の収入に関しては、今後も利用者にとってのサービスの質の向上の為、利用者のニーズに合わせるべくソフトの面と、また、より安全・快適に過ごしていただけるようハードの面の双方において利用者に還元してまいります。満足度の高いサービスの継続と体制の維持は当然のことですが、必要に応じて指定管理事業にも充当していくなど、ケアプラザ全体として偏りのない運営、会計に努めてまいります。また、近年問題となっている収益の内部保留に関しても、過剰なものにならないよう法人として取り組んでまいります。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

前項でも述べたように地域ケアプラザ全体の収支が安定して推移していくように、指定管理料が不足するような状況においては、主にデイサービスからの介護保険事業収入を充当するなどし、運営の安定を図ってまいります。

日々の小さな積み重ねによる取り組みをはじめとして、具体的には以下のようなさまざまな取り組みにより運営費を低額に抑えるよう職員全員がそれぞれの立場で高いコスト意識を持って、引き続き業務にあたってまいります。

- ・節水、節電等に努めます。(省エネルギー活動)
- ・備品類の長期使用を心掛けます。(低コスト補修にて長期利用)
- ・古紙などの資源は可能な限り再利用いたします。(印刷済み用紙の裏面使用、デイサービスのレク材料への変換)
- ・簡易な故障や不具合は自己修繕にて対応します。(水漏れ、壁紙はがれなど)
- ・高額な備品購入や修繕時またリース契約時の相見積りを取るよう努めます。ネットでの価格比較や入札を実施します。
- ・電動自転車の活用による交通費や燃料費を節約します。
- ・業務効率化への取り組みにより、時間外勤務(人件費)を削減します。
- ・人件費や講師料などを考慮した低予算での自主事業を実施します。
- ・可能な書類はできるだけ電子化します。(膨大な紙ベースの書類から電子ファイルへの移管)

7 自主事業(指定管理事業以外)の実施

自主事業(A型又はB型)の実施について提案がある場合は記載してください。

日吉エリアの身近な相談窓口、地域の福祉保健の拠点として、日吉本町地域ケアプラザは高齢者のみならず、子どもや子育て世代にとっても認知されるようになっていますが、相談内容として医療や介護に関わる課題が多く、地域住民の視点からするとどちらかと言えば高齢者支援の取り組みの方に比重が大きいと感じられるような印象があります。地域住民の皆様は地域ケアプラザをより身近に感じていただく取り組みとして、地域交流部門では毎年10月の第4日曜日に秋桜(コスモス)まつりを開催していますが、より地域の子どもたちや子育て世代をターゲットとして、もっと地域ケアプラザを身近に感じてもらえるような取り組みを検討してまいります。

地域ケアプラザの開館時間ではない日曜日の閉館後の時間等を有効活用して催しの開催を検討します。非日常の夕方の時間帯ならではの催しとして、夏の陽が落ちるまでの明るい時間帯に子どもや子育て世代が安心して集い、夕涼みや娯楽に興じることができる機会を作っていきます。

具体的には、地域活動交流部門と子ども家庭の支援を行っている貸館団体等、地域の力と協力しながら、体験イベント等が行える催しとしたいと考えます。

例)

日吉本町地域ケアプラザ 夕暮れフェス (仮)

日時：夏季日曜日の 17:00 頃～19:00 頃 (日暮れの状況に合わせて)

※万が一、雨天時は貸館部分を開放しレイアウト調整

内容：体験型イベントコーナーとしてお化け屋敷、カードゲームコーナー、ヨーヨー釣り、かき氷やレモネードスタンド等の模擬店・近隣大学の落語研究サークルによる落語 など

利用料：入場料は 100 円程度・模擬店は実費 (低価格に設定)

地域の子どもたちや子育て世代が集い、楽しめる時間を定期的 to 開催することにより、夏の思い出づくり、地域の活性化に繋がるような機会として開催を検討してまいります。子どもたちや子育て世代をターゲットの中心としていますが、合わせて多世代での交流ができる機会であることを周知していけるよう計画したいと考えます。

また昨今、物流・交通の面ではドライバー不足が騒がれています。福祉業界でも同様に利用者の送迎を行うドライバーが不足し、本来であればケアに専念すべき介護職員 (常勤) もその業務に携わっている現状があります。福祉の送迎・移送業務のことを少しでも知ってもらい関心をもってもらふこと、またそれが、地域の通所介護事業所などにおけるドライバー不足とのマッチングに繋がることをねらいとして、主に定年退職をしたシニア層 (もちろんそれ以外も可) などを対象として、介護移送に関わる取り組みの開催を提案いたします。

例)

介護のしごと ～あなたも福祉の担い手・送迎業務編～ (仮)

日時：デイサービスが休業している日曜日

内容：デイサービス送迎及び福祉車両の取り扱いについての講義、実際の送迎車両を使用した講習 など

参加費：100 円～300 円程度・教材費として。また保険加入を検討。

福祉車両の取り扱いについては、自動車メーカー及び日常の業務に携わっている職員とで連携して開催していけたらと考えます。

その他、新しい事業・取り組みとしては、医療機関・薬局などと連携したさらなる健康意識を向上させる為の取り組み (例：地域健康診断・各種がん検診イベント・各種測定会など) や地域の中小企業・専門家などと連携して実施する地域活性化の取り組み (例：食事提供・防災講習会・スポーツ振興・生成 AI を活用した取り組みなど) を検討してまいります。

指定管理料提案書
(横浜市日吉本町地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	11,158,750円	11,158,750円	11,158,750円	11,158,750円	11,158,750円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	348,250円	348,250円	348,250円	348,250円	348,250円
事業費		自主事業は、地域・関係各所と共催で実施し、経費節減・採算性も重視していきます。金額は、実績と事業計画をもとに算出しました。	☐	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円
事務費		金額は、実績をもとに算出しました。	☐	2,554,250円	2,554,250円	2,554,250円	2,554,250円	2,554,250円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	7,800,000円	7,800,000円	7,800,000円	7,800,000円	7,800,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円
合計				21,194,250円	21,194,250円	21,194,250円	21,194,250円	21,194,250円
うち団体本部経費								

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	31,996,250円	31,996,250円	31,996,250円	31,996,250円	31,996,250円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円
事業費		金額は、今後の事業計画を見据え算出しました。	☐	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
事務費		金額は、実績及び今後の事業計画をもとに算出しました。	☐	1,924,750円	1,924,750円	1,924,750円	1,924,750円	1,924,750円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	2,175,000円	2,175,000円	2,175,000円	2,175,000円	2,175,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計				38,452,000円	38,452,000円	38,452,000円	38,452,000円	38,452,000円
うち団体本部経費								

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		金額は、今後の事業計画を見据え算出しました。	☐					
事務費		金額は、今後の事業計画を見据え算出しました。	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計				5,942,000円	5,942,000円	5,942,000円	5,942,000円	5,942,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
事業費		区内でも広域で人口・高齢者共に多く、特色ある事業を積極的に展開してまいります。事業計画から算出しました。	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市日吉本町地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	6.5000人	6.5000人	6.5000人	6.5000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

実績にもとづき業務に支障が生じないよう人員配置としました。常勤職員については、横浜市指定管理者公募要綱の最低人員数を満たす配置とし、非常勤職員については地域活動交流事業で常勤換算6.5人としました。

収支予算書
(横浜市日吉本町地域ケアプラザ)

項目			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,194,250円	21,194,250円	21,194,250円	21,194,250円	21,194,250円
		地域包括支援 センター運営事業	38,452,000円	38,452,000円	38,452,000円	38,452,000円	38,452,000円
		生活支援 体制整備事業	5,942,000円	5,942,000円	5,942,000円	5,942,000円	5,942,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			65,742,250円	65,742,250円	65,742,250円	65,742,250円	65,742,250円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	18,139,000円	18,234,000円	18,234,000円	18,234,000円	18,256,000円
		居宅介護支援事業	32,530,000円	33,100,000円	33,100,000円	33,100,000円	33,200,000円
		通所系 サービス事業	113,780,000円	113,780,000円	113,840,000円	113,840,000円	113,840,000円
			164,449,000円	165,114,000円	165,174,000円	165,174,000円	165,296,000円
	その他収入		1,380,000円	1,380,000円	1,380,000円	1,380,000円	1,380,000円
		231,571,250円	232,236,250円	232,296,250円	232,296,250円	232,418,250円	
支出	内訳	人件費	146,443,000円	147,175,000円	147,911,000円	148,651,000円	149,394,000円
		事業費	14,800,000円	14,800,000円	14,800,000円	14,800,000円	14,800,000円
		事務費	18,500,000円	18,500,000円	18,500,000円	18,500,000円	18,500,000円
		管理費	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円
		その他	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円
			195,343,000円	196,075,000円	196,811,000円	197,551,000円	198,294,000円
うち団体本部経費							
収支			36,228,250円	36,161,250円	35,485,250円	34,745,250円	34,124,250円

(様式2)

団体の概要

(令和8年1月22日現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(しやかいふくしほうじん りよくほうかい) 社会福祉法人 緑峰会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒223-0056 横浜市港北区新吉田町 6051 番地			
設立年月	昭和 57 年 3 月 27 日			
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 57 年 12 月 特別養護老人ホーム港北みどり園開設 ・平成 9 年 3 月 認知症高齢者グループホームちとせ開設 ・平成 12 年 2 月 横浜市高田地域ケアプラザ開設 ・平成 12 年 5 月 ショートステイセンターすいらん開設 ・平成 19 年 4 月 特別養護老人ホームグリーンライフ開設 ・平成 19 年 9 月 横浜市日吉本町地域ケアプラザ開設 			
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・通所介護 ・居宅介護支援 ・地域包括支援センター ・地域活動交流 ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 			
財政状況 ※直近3か年の事業年度分	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	総 収 入	1,534,599,037	1,487,429,021	1,574,364,714
	総 支 出	1,440,357,664	1,434,320,363	1,544,230,623
	当期収支差額	94,241,373	53,108,658	30,134,091
	次期繰越収支差額	1,384,443,018	1,437,551,676	1,467,685,767
連絡担当者	(ふりがな) 氏名			
	部署・職名			
	電話番号			
	E-mail			
特記事項				